

経済と経営 22-2 (1991.9)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章 — 第 XII 章)

鈴木 秀 勇

第 X 章 (I — C ; ~ II — B)

I — C

1) さて, EoL, DC・L に立ち帰って, 「各人」の「万事にたいする権利」が「各人」の「わが身から引き離される」〈仕方〉の・いま一つのものである・「自分の権利を, 他人に移譲する」ことの〈規定〉について, あらためて吟味を施そう。

a) 本稿・前出・I — B) に示したところ再記すれば, EoL, DC・L にあっては, 「権利」の「移譲」は, つぎのように〈規定〉されていた。

EoL 「権利を, 他人に移譲するとは, その権利を受領する相手方に向かい, 自分がその権利を移譲する以前には, [当方の・当該権利の享受・行使に介入する相手方に] 抵抗し, ないしは, 妨害することにたいして自分が持っていた・そちらの方の権利にしたがって相手方に抵抗することをしないこと, ないしは, 妨害することをしないことが, 自分の意志であると, 充全な表示媒体によって, 表明することである」<sup>1)</sup>。

---

1) EoL, pp. 75-76

DC・L 「他方, [権利を] 他人ニ移譲スルのは, わが身からその権利ヲ受領することを意志している相手方に向かい, 自分が以前には正当ニこの相手方に抵抗することができたのはうって変り, ある・特定の事柄を行う相手方に抵抗することを自分が意志することは, もはや自分には許されなくなった, ということ, 充全な表示媒体, ないし, 複数の・充全な表示媒体によって, 表明する人である」<sup>2)</sup>。

b) ところで, EoL, DC・Lは, それぞれ, 上掲の〈規定〉につづいて, —「権利」の「移譲」が, 〈なにゆえに〉, 「相手方」たる「権利」〈受領者〉に, 「抵抗」・「妨害」を「しない」ことが, 「自分の意志」であると, 「表明」することであるのか, ないしは, 「権利」の「受領」として「ある・特定の事柄」を行う「相手方」に「抵抗することを自分が意志することは, もはや自分には許されなくなった」ことを, 「表明」することであるのか, — その〈規定〉の〈根拠〉を, 以下のとおり示すのである。

EoL 「なぜなら. 各人 [「相手方」・〈被移譲者〉をも含む] は, 自然に基づいて, 各事にたいして権利を持っているのであってみれば, 総じて人が, 以前には, 他人が持つてはいなかった・なにらかの権利を, 他人に移譲することなど, ありえない事柄である。そして, それゆえ, 総じて人が, 権利の移譲にあたって行う事柄は, その人が自分の持つていた権利を移譲した相手方に, その権利から生ずる利益を, 重圧を蒙らずに (without molestation) 享受するに任せる (suffer him, … to make benefit of the same [right]), という意志を表明すること以上のものではないからである」<sup>3)</sup>。

DC・L 「ところで, 権利ノ移譲ガ, ひたすらなる無抵抗であるにとどまる (in solâ non-resistentiâ consistere [in sôlâ nōn-resistēntiâ cōnsístere] [イン・ソラー・ノーン-レスィステンツィアー・コーンスイステレ]), とい

2) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 171

3) EoL, p. 76

うことは、以下のところから理解される。すなわち、権利の移譲を受ける者は、権利ノ移譲の以前に (*ante* [アンテ]), その時既に (*iam tum* [イヤム・トゥム]), 万事にたいする権利を、持っている。このところから、権利ノ移譲は、新たな権利ヲ (*nouum ius* [ノウウム・ユウス]) を譲与することではありえないのであって、移譲者の・正当な抵抗 (*iusta tranférentis resisténtia* [ユウスタ・トランスフェレンティス・レスィステンツィア]), この抵抗のゆえに、相手方 [被移譲者] は、移譲者の権利ヲ享受することができなかつたのであるが、その・正当な抵抗が、権利ノ移譲によって、消滅する (*extinguitur* [exstínguitur] [エクスティングウイトウル]) のである。したがって、人間の・自然のままの状態にあっては、権利ヲ取得する者は、なんびとであれ、もっぱら (*tantùm* [タントウム]), 自分のもともとから持っている (*primæuum* [primáevum] [プリーマエウウム]) 権利ヲ、確実に (*securè* [sécurē] [セクウレー]), すなわち、正当な重圧を蒙らずに (*sine iustâ molestiâ* [sîne iústâ moléstiâ] [スイネ・ユウスター・モレスツィアー]), 享受することができる目的で、権利を取得するのである、ということである<sup>4)</sup>。

2) さて、こうしてみると、

a) あの〈規定〉の〈根拠〉は、——「万事にたいする権利」の「移譲」とは、その「権利」を〈防衛〉するために「移譲者」が〈保有〉している・「抵抗」の「権利」、すなわち、〈被移譲者〉を始め、〈自分以外〉の・〈すべて〉の「各人」から、上記の「万事にたいする権利」の〈行使〉にたいして加えられる〈介入〉・〈妨害〉に「抵抗」する「権利」を、「移譲」する以外のなにものでもない——というところにあることになる。

b) なぜなら、あの「権利」の「移譲」とは、そのような・〈いま一つ〉の「権利」の「移譲」にほかならないからこそ、〈被移譲者〉は、「移譲者」から

---

4) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 171

の「正当な重圧」——「権利」としての「抵抗」——「を蒙らずに」、自分もまたひとしく持っている「万事にたいする権利」、ないしは、「その権利から生ずる利益」を、「確実に、…享受することができる」からであり、

c) また、「万事にたいする権利」の「移譲」は、「新しい権利を譲与することではありえない」ことになるからである。

3) a) だがしかし、上掲の〈根拠〉の・2), a) が〈成立〉しうるためには、

b) 「万事にたいする権利」の「移譲」は、〈いま一つ〉の・あの・「抵抗」の「権利」の「移譲」以外のなにもものでもない、ということ自体が、〈いかなる〉〈論理〉に基づくかが、明示されていなくてはならない。

c) しかるに、EoL, DC・Lは、その〈論理〉を、なになに一つ、挙示してはいないのである。

d) そこで、究明されるべきは、この〈論理〉が〈いかなる〉ものであるか、である。

4) a) ア), 総じて人が、「自分の持っている権利」を、「他人に移譲する」ことは、その「他人」、すなわち、当該「権利」を「移譲」される「相手方」・〈被移譲者〉が、その「権利」を「受領する (accept)」ことがなくては、成立しえないことは、自明であり、

イ) それゆえ、本稿・次・II——Aに見られるとおり、「権利」の「移譲」と「受領」とは、〈不可分離〉・〈表裏一体〉である、とされる。

b) ア) また、〈受領〉は、一つの「行為」であるから、この「行為」は、「移譲」される「権利」を〈受領〉する「意志」を「原動力」とするものである。

イ) したがって、「権利」の〈受領〉についても、「権利」の「移譲」とひとしく、「充実な表示媒体」により、〈受領〉の「意志」が、少なくとも、〈移譲者〉にたいして「表明」されることが、不可欠である。(本稿・II——A)。

5) a) ア) i) ところで、〈被移譲者〉も、「各人」の一人であるから、

既に「万事にたいする権利」を〈保有〉している。

ii) とすれば、〈移譲者〉である「各人」一人々々の〈保有〉している「万事にたいする権利」が、〈被移譲者〉に「移譲」される〈余地〉、すなわち、〈移行〉する〈余地〉が、〈被移譲者〉の側に存在することは、〈不可能〉である。

イ) なぜなら、「権利」が〈被移譲者〉に「移譲」され〈移行〉することができるのは、〈被移譲者〉の側に、「権利」の・なにかの〈空白〉が〈存在し〉、それゆえに、「権利」が〈移行〉する〈余地〉が〈存在する〉ことによる。

ウ) しかるに、〈被移譲者〉が既に〈保有〉している「万事にたいする権利」とは、「権利」が、〈無制限の充満状態〉にあることであり、したがって、そこには、「権利」の〈空白〉は〈存在せず〉、それゆえ、「権利」が〈移行〉する〈余地〉は〈存在しない〉からである。

b) ならば、「権利」の「移譲」は、〈いかにして成立しうるのであるか〉。

6) a) ア) まず、「各人」が「万物にたいする権利」を「持っている」とは、もとより、その「権利」を〈保有〉していることである。

「各人」は、その「権利」を、「他人に移譲する」以前には、これを〈保有〉しているのである。

イ) そして、当該「権利」を〈保有〉していることは、その「権利」を、——少なくとも可能性において、——「享受」・〈行使〉していることである。

b) ア) ところで、「各人」すべてがこの「万事にたいする権利」を〈保有〉し「享受」し〈行使〉するのであるから、〈必然に〉、「各人」相互の間で、「万事にたいする権利」を〈保有〉・「享受」し〈行使〉することにたいする〈介入〉——すなわち、当該「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉にたいする〈抵抗〉・〈妨害〉——が、生じないではないことは、自明である。

イ) それゆえ、「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉のためにはその〈保有〉・「享受」・〈行使〉にたいする・「他人」の〈介入〉・〈抵抗〉・

〈妨害〉の〈排除〉, ないし, 「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉の〈防衛〉が, 〈不可欠〉な〈手段〉となる。

ウ) そして, その〈排除〉・〈防衛〉は, 上記の・「他人」の〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉にたいする・「権利」〈保有者〉の側からの〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉である。

エ) したがって, この・後者による〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉は, 「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉にとって, 〈不可欠〉であるがゆえに, それと〈不可分離〉の〈手段〉である。

d) ところが, 「当の権利」は「万事にたいする権利」であるから, 上記の・〈不可分離〉の「手段」たる・後者の〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉もまた, 〈全面にわたる〉ものであらざるをえない。

e) こうして, 「各人」にあって, 「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉という〈目的〉にとっては, これにたいする・相互からの・〈あらゆる面にわたる〉〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉に対抗する・〈全面にわたる〉〈抵抗〉・〈妨害〉が, 〈手段〉として〈不可分離〉である。

7) さらに。

a) 当該「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉が, 〈全面にわたる〉〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉を蒙るのは, 「他人」の・〈全面にわたる〉・かかる「行為」による。

b) それとひとしく, 「他人」の・こうした「行為」にたいする・「権利」〈保有者〉の・〈全面にわたる〉・〈抵抗〉・〈妨害〉もまた, 〈保有者〉の・そうした「行為」である。

c) それゆえ, 当該「権利」が「享受」・〈行使〉され, すなわち〈保有〉されうるのは, 「権利」〈保有者〉の・〈全面にわたる〉・かかる「行為」によって, であり,

d) そして, その「行為」が, 「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉という〈目的〉にとって, それと〈不可分離〉の〈手段〉なのである。

8) a) さて、以上によってみると、

ア) 「各人」が〈保有〉している「万事にたいする権利」を「他人」に「移譲」する、ということは、

イ) 当該「移譲」の「相手方」たる「他人」に、〈保有者〉の「万事にたいする権利」が〈新しく〉付加されることではないのであって、(なぜなら、既述のとおり、当該の「他人」も、既に「万事にたいする権利」を〈保有〉しているからである)、

b) 「権利」を「移譲」するとは、

ア) 一方では、当該〈移譲者〉が〈被移譲者〉に向かって、

i) 〈被移譲者〉による・「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉にたいし、

ii) 〈移譲者〉が、これまで自分の・上記の「権利」の〈保有〉という〈目的〉と〈不可分離〉であった〈手段〉——すなわち、〈あらゆる面にわたる〉・〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉の「行為」を、——〈もはや、とらない〉こと(「不作為」)であり、

c) したがって、他方、〈被移譲者〉にとっては、以前とは異なり、〈移譲者〉の・上記の「行為」にたいして、自らの「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉という〈目的〉と〈不可分離〉であった・〈全面にわたる〉・〈抵抗〉・〈妨害〉の「行為」を〈手段〉としてとることが、〈もはや、不要〉となる、ということである。

9) a) ア) 上記・8), b), の〈移譲者〉の「不作為」も、「意志に発する行為」であり、「意志」を「原動力」とするものであるから、

b) 「不作為」への「意志」の「表明」として、「充全な表示媒体」によって、行われるものでなくてはならない。

10) そこで、以上の・6) ~ 8) から〈帰結〉する〈論理〉は、つぎのとおりである。

a) ア) 「万事にたいする権利」の・「移譲者」ならびに〈被移譲者〉にあっ

ての〈保有〉・「享受」・〈行使〉という〈目的〉にとっては、

イ) その〈保有〉・「享受」・〈行使〉にたいする・〈全面にわたる〉・〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉の「行為」に対抗する〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉の「行為」は、

ウ) 〈手段〉として、〈不可分離〉である。

b) ア) それゆえ、「万事にたいする権利」にとっては、この〈手段〉にたいする「権利」が、〈不可分離〉のものとして、〈存在しなければならない〉。

イ) なぜなら、〈手段〉にたいする「権利」が〈不可分離〉に〈存在しない〉のであれば、〈手段〉はとられえないのであって、それでは、「万事にたいする権利」は、〈保有〉・「享受」・〈行使〉されることが〈できない〉からである。

c) ア) そして、「万事にたいする権利」が〈保有〉・「享受」・〈行使〉〈されない〉ことは、この「権利」が〈存在しない〉ことにほかならない。

イ) してみれば、「万事にたいする権利」の〈存在〉は、ひたすら、あの〈手段〉にたいする「権利」の〈存在〉に、依存している。

d) それゆえ、「万事にたいする権利」とは、実は、この〈手段〉にたいする「権利」以外のなにものでもない。

e) ア) したがって、「万事にたいする権利」の「移譲」とは、この〈手段〉にたいする「権利」の「移譲」にほかならず、

イ) 換言すれば、〈被移譲者〉が既に〈保有〉している「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉にたいして、「移譲者」が、〈介入〉・〈抵抗〉・〈妨害〉の「行為」を、〈もはや、とらない〉こと、その「不作為」である。

11) 上記・10) の〈論理〉が、本・I——C・前述・1), 2), 3) にかかわって、究明されるべきであったものである。

12) EoL, DC・L いずれにあっても、「権利」の「移譲」の〈規定〉の〈根拠〉が語られるさいに現われることのなかつた・この〈論理〉への・し・が・し・〈示唆〉にとどまるものが、Lev・E, Lev・Lにおいて初めて、しかも、「移譲」の〈根拠〉の提示ならざる立論から、分析されるのである。



13) Lev・E, Lev・Lは、ともに、『第一部』・「第十四章」の・「権利」の「放棄」と「移譲」とにかかわる・主たる論述の・最終・第二十パラグラフにあって、下記のように立論している。

ア) Lev・E 「なにらかの権利を移譲する人は、当の権利を享受する手段 (the Means of enjoying it) で自分の手中にある限りのもの (as farre as lyeth in his power) を、移譲するのである。例えば、農耕に適した土地を売却する者は、その土地の牧草、および、なにであれ、その土地に生育するものを、移譲する、と理解される。水車製粉場(a Mill)を売却する者は、水車を回す・川の流れを失う。ある人物に為政者としての統治の権利を譲渡する者たちは、その人物が兵士に兵糧を支給するため貨幣を徴収する権利、ならびに、裁判を管掌する治安判事を任命する権利を、その人物に譲渡する、と理解されるのである」<sup>5)</sup>。(傍線は、引用者による)。

イ) Lev・L 「ある権利を移譲する人は、当の権利の中に含まれている限りでの (quântum in sē est [クウアントウム・イン・セー・エスト]) 事項 (rēs [レース]) の行使 (ûsus [ウーゥスウス]) をも (étiam [エトヤム]), 同時に (ûnā [ウーナ]) 移譲するのである。例えば、農耕地を売却する者は、牧草、および、なにであれ、その農耕地に生育し、ないしは、そこから収穫されるものを、一諸に (símul [スィムウル]) 売却するのである。水車製粉場を売却する者は、水車を動かす水流の通路を変更してはならない。また、統治を行うための至高権力を、ある人物に移譲する者たちは、兵士に兵糧を支給するために貨幣を徴収する権利と、公共の・上級および下級の行政官を選任する権利とを、委譲したもの、と理解されるのである」<sup>6)</sup>。(傍線は、引用者による)。

14) 本・I——Cの論述にとって必要であるのは、上掲の立論のうち、傍

---

5) Lev・E, p. 197

6) Lev・L, p. 107

線を付した部分に含まれている・ある〈論理〉である。

しかし、その〈論理〉を知るために、念のため、上の立論を分析しておこう。

a) まず、ア) i) 「農耕に適した土地」にたいする「権利」を「享受」・〈保有〉し・〈行使〉する「手段」は、当該「土地」のみでなく、その「土地」での「農耕」生産の〈生産物の収穫〉を始め、その「土地」に「生育」する「牧草」・その他の〈収穫〉等々のすべて、である。

ii) それゆえ、これらの「手段」は、あの「土地」にたいする「権利」を〈保有〉する者の「手中にある限りのもの」であり、

iii) そして、その者の・「土地」にたいする「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉という〈目的〉にとって、「当の権利を享受する手段で自分の手中にある限りのもの」は、〈不可分離〉である。

iv) 〈不可分離〉であればこそ、当該の「土地」を「売却」すること、言い換えれば、貨幣と交換に「移譲」することと、上記の「手段」を「移譲」することとが、〈不可分離〉となるのである。

イ) i) しかし、そのことは、「土地」にたいする「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉と、「手段」にたいする「権利」の〈保有〉とが、「不可分離」である、ということにほかならない。

ii) なぜなら、「手段」にたいする「権利」が〈存在しない〉のであれば、その「手段」によって初めて「享受」・〈行使〉されうる・「農耕に適した土地」にたいする「権利」もまた、〈存在しない〉、すなわち、その「権利」は、〈保有されていない〉のであるからである。

ウ) 上の理由で、前者の「権利」を「移譲」する人は、後者の「手段」(むしろ、「手段」にたいする「権利」)を「移譲」する、と言われるのである。

b) ア) i) 上の関係は、「水車製粉場」にたいする「権利」の〈保有〉についても、同ようであって、この「権利」を「享受」・〈行使〉する「手段」は、「水車製粉場」のみではなく、「農耕」生産物たる穀物の〈穀粉〉、また、

〈製粉〉に必要な自然動力装置たる「水車」でもあり、さらに、「水車」を回転させる自然動力たる「川の流れ」でもある。

ii) これらの「手段」は、「水車製粉場」にたいする「権利」の〈保有〉と、〈不可分離〉であるから、

iii) 上記の「権利」の「移譲」と、「手段」の「移譲」とも、〈不可分離〉となる。

iv) そして、そのことは、「水車製粉場」にたいする「権利」の〈保有〉と、前掲の「手段」にたいする「権利」の〈保有〉とが、〈不可分離〉である、ということであり、

v) それゆえに、前者の「権利」を「移譲」する者は、後者の「手段」を「移譲」する（「川の流れを失う」）、とされているのである。

c) ア) i) 最後の例について言えば、「統治の権利」（「統治」にたいする「権利」）を「享受」・〈行使〉する「手段」は、一面では、〈対外〉「平和」のために、〈外敵にたいする防衛力を維持する〉こと、ひいては、「兵士に兵糧を支給する」こと、したがって、「支給するための貨幣 [租税] を徴収する」ことであり、また、他面では、〈対内〉「平和」のために、〈国内で市民間の紛争を処理する〉こと、そのために「治安判事を任命する」ことである。

ii) これらの「手段」は、「統治」にたいする「権利」の〈保有〉と、〈不可分離〉である。

iii) したがって、「統治の権利」をしかるべき人物に「譲渡」・「移譲」することと、上記「手段」の「譲渡」・「移譲」とが、〈不可分離〉となる。

イ) そのことは、「統治」にたいする「権利」の〈保有〉と、これらの「手段」にたいする「権利」の〈保有〉とが、〈不可分離〉である、ということである。

ウ) 両者が〈不可分離〉なればこそ、——「…貨幣を徴収する権利」と、「…治安判事を任命する権利」とを、「譲渡」する——と記述されざるをえないのである。

15) そこで、以上の分析によって得られる〈論理〉は、つぎのものである。すなわち、

ア) 「権利」とは、ただちに、当該「権利」の〈保有〉であり、

イ) そして、「権利」が、常に〈なにかの事柄にたいする〉「権利」である以上、「権利」の〈保有〉は、「権利」を〈保有〉・「享受」(〈行使〉)する「手段」と、〈不可分離〉であり、

ウ) したがって、「権利」の〈保有〉と、かかる「手段」にたいする「権利」の〈保有〉とが、〈不可分離〉であらざるをえない。――

16) ところで、Lev・L では、Lev・E に言われる「当の権利を享受する手段で、自分の手中にある限りのもの」という規定が、「当の権利の中に含まれている限りでの事項の行使」と改められている。

しかしながら、Lev・L の立論から分析される〈論理〉は、上掲の・Lev・E のそれと、なんら異なるところはない。

(なぜなら、前記の「…事項の行使」とは、「農耕地」の生産物、牧草、等々の〈収穫〉であり、「水車を動かす水流の通路」であり、「至高権力」に「含まれている」「…貨幣を徴収する」こと、「…行政官を選任する」こと、であるからである)。

17) a) ア) しかしながら、上記の〈論理〉も、前出・10) の〈論理〉にとっては、12) に述べたとおり、あくまで、〈示唆〉にとどまるものにすぎない。

イ) なぜなら、一方では、i) 10) の〈論理〉は、 $\alpha$ ) 「万事にたいする権利」の「移譲」の・ $\beta$ ) 〈規定〉の〈根拠〉たるべきものであるのにたいし、

ii) 上記の〈論理〉は、「農耕地」、「水車製粉場」、「統治を行うための至高権力」という・〈個別〉の事柄にたいする「権利」の「移譲」と、その〈個別〉の事柄にたいする「権利」の「享受」・〈行使〉を〈目的〉とする・〈個別〉の「手段」の「移譲」との〈不可分離性〉にかかわるものに、とどまるからである。

b) しかしながら、他方で、上記の〈論理〉は、「移譲」される・〈個別〉の事柄にたいする「権利」と、その「権利」を「享受」・〈行使〉することを〈目的〉とする・〈個別〉の「手段」にたいする「権利」との〈不可分離性〉を、含むものである。

c) この・〈二つ〉の「権利」の〈不可分離性〉からは、——「移譲」される「権利」が、いずれも、〈個別〉の事柄にたいするものであるため、——、「権利」の「移譲」とは、「手段」にたいする「権利」の「移譲」以外のなにものでもない、ということは、〈帰結しえない〉<sup>7)</sup>。

d) だが、上記の〈不可分離性〉を、「万事にたいする権利」の「移譲」に〈適用〉するならば、——「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉は、〈全面にわたる〉(〈介入〉・〈抵抗〉、〈妨害〉という)〈手段〉のみに依存するものであるところから、ないしは、〈全面にわたる〉〈手段〉が、「万事にたいする権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉を〈目的〉とするものであるところから——、「万事にたいする権利」の「移譲」とは、その「権利」の〈保有〉・「享受」・〈行使〉の〈手段〉にたいする「権利」の「移譲」にほかならない、ということが、〈帰結しうる〉のである。

e) そして、この〈帰結〉が、前出・10) に示したとおり、上記の「権利」の「移譲」にかかわる〈規定〉の〈根拠〉たる〈論理〉である。

18) a) このようにして、「万事にたいする権利」の「移譲」の〈規定〉の〈根拠〉は、EoL, DC・Lにあっては、その〈論理〉を欠いており、

b) Lev・E, Lev・Lは、このあとに見るとおり、上記の「権利」の「移譲」のみでなく、「権利」の「放棄」の〈規定〉についても、EoL, DC・Lと

7) Lev・Eが、この第二十パナグラフの欄外に、見出しとして、「目的ニタイスル権利ハ、手段ニタイスル権利ヲ、含ム(Containeth)」と記さざるをえなかったのは、この理由による。「権利」が〈個別〉の事柄にたいするものではなく、「万事にたいする権利」であることが〈忘失〉されていなければ、当然、「目的ニタイスル権利ハ、手段ニタイスル権利ニ、ホカナラナイ」と記されたはずである。

基本的には〈同一〉の〈根拠〉を挙示しているに留まり、その〈根拠〉たる〈論理〉そのものではなく、〈論理〉を〈示唆〉するにすぎず・かつ〈論理〉が分析されうる立論を、しかも、〈規定〉の〈根拠〉が語られる箇所とは〈別のところ〉に（第二十パラグラフ）、示しているのみである。

c) それゆえ、連繫四著作を通じ、あの「権利」の「放棄」と「移譲」との〈規定〉の〈根拠〉は、それを成立せしむべき〈論拠〉を伴わずに、述べられたのである。

19) そこで、加えて、Lev・E, Lev・L にあって、「権利」の「移譲」のみでなく、「放棄」についてもまた、EoL, DC・L における〈規定〉の〈根拠〉と〈同一〉の論旨が語られているのを、見ておこう。

a) まず、Lev・E も Lev・L も、「自然が定めている法」の「第二の法」について論述した「第十四章」の第五パラグラフにつづく第六パラグラフを、下記の叙述で開始するのである。

ア) i) Lev・E 「なにらかの事柄にたいする・総じて人の権利を手渡す (*lay down*) ことは、その事柄にたいする・当人の権利から生ずる利益を、他人が享受することを妨害する自由 (*the Liberty, of hindering another of the benefit of his own Right to the same*) ヲ、わが身から引き離す (*divest*) ことである」<sup>8)</sup>。

ii) Lev・L 「ある事柄にたいする・自分の権利を引き渡す (*déponit* [デーポニト]) ノハ、自分以外ノ者 (*cæteri* [カエテリー]) ノ・ナンビトニ向カッテデアレ、ソノ・同一ノ事柄ニタイシテ、自ラノ権利ヲ行使スル (*jûre suo útatur* [ユウーウレ・スウオー・ウータトゥル]) コトヲサセナイヨウニ、障碍ヲ加エル (*impediendi* [イムペディエンディー]) ・自分ガ持ッテイル・アノ自由 (*libertās illa* [リーベルタース・イッルラ]) ヲ、ワガ身カラ切り離ス (*sē privat* [セー・プリーイーウァト]) 人デアル」<sup>9)</sup>。

8) Lev・E, p. 190

9) Lev・L, pp. 103-104

b) 上記で、「なにらかの事柄にたいする・総じて人の権利」、「ある事柄にたいする・自分の権利」とされているのは、いずれも、不当な表現である。これは、当然、「万事にたいする・自分の権利」でなくてはならない。

事実、この箇所の数行あとでは、

Lev・E 「…各人が、自然に基づいて、それにたいする権利を持っていない事柄は、なに一つ存在しない…」<sup>10)</sup>。 Lev・L 「…万人には、万事にたいする権利が存在する…」<sup>11)</sup>、と述べられている。

c) ア) さて、してみると、「権利を手渡ス」・「引き渡ス」者も、「他人」・「自分以外ノ者ノ・ナンビト」も、すなわち、「各人」は、ひとしく、「万事にたいする権利」を、既に〈保有〉しているのであり、

イ) ということは、「各人」が、その「権利」の〈保有〉と、「権利から生ずる利益」の「享受」、すなわち「権利」の〈行使〉とを〈目的〉に、互いの間で、「他人」の「万事にたいする権利」むしろ「権利の行使」にたいし、〈全面にわたる〉「妨害」・「障碍」を加え合っている、ということにほかならない。

ウ) この・〈全面にわたる〉「妨害」・「障碍」の〈行為〉が、上掲で、「妨害する自由」・「障碍ヲ加エル・自分が持ッテイル・アノ自由」と言われているものである。

d) ア) それゆえ、「万事にたいする権利」を「手渡ス」・「引き渡ス」ということは、

イ) この「妨害する自由」、「障碍ヲ加エル・自分が持ッテイル…自由」を、「わが身から引き離す」こと、「ワガ身カラ切り離ス」こと以外<sup>なにも</sup>ものでもない<sup>こと</sup>になる。

e) 上記の事柄以外<sup>なにも</sup>ものでもない<sup>こと</sup>を、Lev・E、Lev・Lもまた、EoL、DC・Lとひとしく、

ア) 前出・b) のように、「各人」が「万事にたいする権利」を、既に〈保

10) Lev・E, p. 191

11) Lev・L, p. 104

有) していることを〈根拠〉として、

イ) つぎの記述で、表現しているのである。

i) Lev・E 「…自分の権利を放棄する人、ないしは、移行させる人は、いかなる他人にたいしても、相手が以前には持っていなかった・総じて権利を、付与しているのではない」<sup>12)</sup>。

ii) Lev・L 「…自分の権利を、放棄する人、ないしは、移譲する人は、なんびとにたいしても、相手が以前に、自然に基づいて持っていなかった・新しい権利 (jūs nōvum [ユウス・ノウム]) を、特定して賦与しているのではない」<sup>13)</sup>。

f) ア) 以上に照らせば、Lev・E、Lev・L にあって、「万事にたいする権利」の「放棄」と「移譲」との〈規定〉の〈根拠〉は、前出・d) の〈論理〉であり、かつ、それに留まる。

イ) そのことを裏付けるのは、下記の・二つの所論である。

i) α) Lev・E 「…自分の権利を放棄する人、ないしは、移行させる人は、…ただ、相手に道を譲るだけであって (onely standeth out of his way), 道を譲る目的は (that … may …), 相手が、当方からの妨害を受けずに (without hindrance from him), 他の第三者からの妨害を受けずにではなくて (not without hindrance from another), 相手自身の・本来持っている権利を (his own originall Right) 享受することができる、というところにある」<sup>14)</sup>。

β) Lev・L 「…自分の権利を、放棄する人、ないしは、移譲する人は、…ただ (tántum [タントゥム]), 相手に (éi [エイ]) 道を譲るだけであって (cêdit [ケーディット]), 道を譲る目的は (éō fîne ut … [エオー・フィーイ

12) Lev・E, pp. 190–191

13) Lev・L, p. 104

14) Lev・E, p. 191



ネ・ウト…]), 相手が, 自分の・以前に (*ante* [アンテ]) 持っていた権利を (*jūs* [ユース]), 当方から (*ā sē* [アー・セー]) 発する (*ôrtum* [オーオルトゥム]) 障碍 (*impedimentum* [イムペディメントウム]) を受けずに, 自由に (*liberē* [リーベレー]) 享受することができる, というところにある。繰り返して言うが, その障害は, 当方から発するのであって, 他の第三者から発するものではない<sup>15)</sup>。

ii) α) Lev・E 「それゆえ, 一方の者の・権利の減少 (defect of Right 「権利」の「放棄」, 「移譲」) によって, 他方の者に溢れてくる (redoundeth)<sup>16)</sup> 効果は, 後者自身の・本来持っている権利の行使 (the use) にたいする障碍 (impediments) が, その分だけ\* (so much) 減退すること (diminution) であるにほかならない<sup>17)</sup>。(\*は, 引用者による。「その分だけ」という文言は, 「放棄」, 「移譲」されるのが, 「万事にたいする権利」である, ということと相容れない。また, 「権利の減少」, および, 「障害が…減退する」という表現も, しかりである。これは, 当然, 「万事にたいする権利の消滅」であり, 「障害が…消滅する」であるべきである。はたして, Lev・L では, つぎに見るとおり, 訂正されている)。

β) Lev・L 「このようにして, 自分に移譲された・他人の権利から, 相手方に生じてくる (*accēdit* [アッケエディト]) ものは, 必ずただ一人であ

15) Lev・L, p. 104

16) 'redound' なる語は, 現代では, 多く, 「…ニ寄与スル」, 「…ニ資スル」, 「…ノモノトナル」という語意で用いられるが, 語源は, 古典ラテン語の 'redundāre' ([レドウンダァーアレ] < red [[レド]) + ūnda ([ウンダ])。'red' は, 're' の原形。'unda' の語意は, 「波濤」, 「流水」, 「水」, 「海洋」等。'redundare' は, 「漲ル水カラ溢レ出ル」, 「溢レル」等を, 意味する。OED が 'redound' の・語義の第一に, これを挙げているのは, 上記の理由に基づく。Lev・E の叙述では, 「障害が, その分だけ, 減退する」との対比において, この 'redound' の語が用いられているのであるから, この語は, 「溢れてくる」と解されべきである。

17) Lev・E, p. 191

る権利移譲者の側からの・障碍の除去 (sublâtio impedimentôrum [スウブラーツィオ・イムペディーメントーオルウム]) 以外のなにものでもない<sup>18)</sup>。

g) 上掲の〈論理〉も、しかし、「万事にたいする権利」の「放棄」と「移譲」との〈規定〉の〈根拠〉たるべき〈論理〉ではない。これは、次・20) に述べるとおりである。

h) そのまえに、若干、加えておけば。

ア) さきに挙げた所論の前者・i) に、「道を譲る目的は、…」とあるが、「道を譲る」とは、直ちに、「相手」に、「相手が、これまで本来持っていた権利」、すなわち「万事にたいする権利」を、〈当方からの妨害・障碍を受けずに〉、「自由に」、「享受」させることなのであるから、この記述は、《不用意な》同義反覆である。

イ) さらに、そのように、「相手」に上記の「権利」を「享受」させることが、

i) 〈不特定の各人すべて〉が「相手」である場合には、「権利」の「放棄」であり、

ii) 〈特定の個人〉が「相手」であれば、「権利」の「移譲」である、と記述すべきであった。

ウ) ここで、とくに、「相手」の「権利」の「享受」にくもはや加えられない「妨害」・「障碍」は、「当方から」「発した」ものであって、「他の第三者から」「発した」ものではない、と強調されているのは、——「相手」の「権利」の「享受」に「妨害」・「障碍」をくもはや加えない・〈その者〉が、当該「権利」を「放棄」ないし「移譲」する「人」である、——ということを言うためである。

20) a) さて、しかしながら、前掲の〈論理〉には、EoL, DC・Lにおいてと同じく、当然あるべき・〈いま一つ〉の〈論理〉が、欠如している。

---

18) Lev・L, p. 104

b) その〈論理〉とは、言うまでもなく、前述・10) のそれであり、約言すれば、

ア) 「万事にたいする権利」とは、この「権利」を〈保有〉・「享受」・〈行使〉することを〈目的〉とする〈手段〉——「相手方」の・上記「権利」に加える「妨害」・「障碍」——にたいする「権利」以外のなにもものでもなく、

イ) それゆえ、「万事にたいする権利」の「放棄」と「移譲」とは、この〈手段〉にたいする「権利」の「放棄」と「移譲」とにほかならない、

ウ) すなわち、「相手方」の「万事にたいする権利」に、かつては「正当に」加えられていた「妨害」・「障碍」の「除去」にほかならない、——という〈論理〉である。

21) a) EoL, DC・L, および Lev・E, Lev・L の連繫四著作が、ひとしく、「権利」の「引き渡シ」・「手放シ」の「仕方」の一つとして、「権利」の「放棄」を挙げているのは、(本稿・前出・II——B, 12) に述べたとおり)<sup>19)</sup>

b) 「自然が定めている・第二の法」が、「引き渡シ」・「手放シ」を〈命令〉しているのが、「各人」の存する「万事にたいする権利」(「自然に基づく権利」・「自然が定めている権利」・〈自然権〉)であることを、《忘失》していることを、示している。

c) なぜなら、連繫四著作を通じての〈基幹理論〉にしたがえば、この「万事にたいする権利」は、「放棄」〈されてはならず〉、ただ、「各人」にたいして〈高次元〉にあるべき〈第三者〉に、「契約」によって、「移譲」されるのみでなくてはならないからである。

さもなければ、「各人」の「生命の保存」と「生命維持の手段の保存」とを確保しうる「強制力をそなえた・共同の権力」は、「設立」されえないのである。

d) それゆえ、この「放棄」の「仕方」の挙示は、「第二の法」の《忘失》

19) 『経済と経営』。第22巻・1号105ページ。

と、ひいては、〈基幹理論〉の《忘失》とから、生じたものである。

(なお、Lev・E, Lev・Lにあっては、「権利」の「手渡し」の・〈二つ〉の〈仕方〉(「放棄」と「移譲」)それぞれと、各々の〈仕方〉の〈規定〉とについての論述は、上記・第六パラグラフにつづく第七パラグラフで、開始される)。

## II——A

1) a) ところで、「権利」の「移譲」とは、EoLにあっては、前出・I——C, 1)に見たとおり、「その権利を受領する相手方に向かい、自分がその権利を移譲する以前には、[自分の・当該権利の享受・行使に介入する相手方に]抵抗し、ないしは妨害することにたいして持っていた・そちらの方の権利にしたがって相手方に抵抗することをしないこと、ないしは、妨害することをしないことが、自分の意志であると、充全な表示媒体によって、表明すること」であるのであった<sup>1)</sup>。

b) それゆえ、「権利」の「移譲」が〈成立しうる〉ために〈不可欠〉であるのは、当然、〈移譲者〉が、上記の「意志」を、「充全」に「表明」・〈表示〉することである。

c) だがしかし、それのみでは、足りない。ア) 「権利」の「放棄」の場合と異なって、「移譲」は、〈特定の個人〉を〈受領者〉としてのみ行われるものであり、イ) そして、〈受領者〉とは、自らに「移譲」される「権利」を「受領」する「意志」を有する者以外にはありえない。

イ) それゆえ、「権利」の「移譲」が〈成立しうる〉ために〈不可欠〉であるのは、さらに一つ、〈受領者〉が「権利」を「受領」する「意志」を、「充全」に「表明」・〈表示〉することである。

d) そして、「権利」の「移譲」の〈成立〉には、上記・b)とc), イ)

---

1) cf. *supra*, 105 ページ。

と以外の事柄は〈不可欠〉ではなく、すなわち、この〈二つ〉の事柄で〈必要にして、かつ充分〉である。

e) なればこそ、EoLの『第一部』・「第十五章」の——前出・第三節につづき——第四節に、つぎのように論述されているのである。

「権利の移譲にあたっては、それゆえ、二つの事柄が要求される。一つの事柄は、移譲者の側のものであり、それは、移譲に含まれている・移譲者の意志を、完全に表示することである。いま一つの事柄は、権利の移譲を受ける者の側のものであって、それは、自分が権利を受領すること〔受領する意志\*〕を、完全に表示することである」<sup>2)</sup>。(＊は、引用者による。「受領する」「意志」なくしては、「受領すること」は、生じえないから、EoLが、たんに‘his acception thereof [of right]’としているのは、正しくない。‘his will of acception etc.’、であるべきである。はたして、DC・Lは、『第一部』・「第二章」・第五節の冒頭で、「ところで、権利ノ移譲に要求されるのは、移譲者の意志 (vōluntās [ヴォルウンタース]) のみでなく、また、受領者の意志でもある」<sup>3)</sup>と、EoLの叙述を補正している)。

2) a) このようにして、「権利の移譲」にとっては、「移譲者」による・前述の「意志」の・「充分」な「表示」と、「受領者」による・「受領」の「意志」の・「充分」な「表示」との「二つ」の事柄が、〈必要にして、かつ充分〉であるとすれば、

b) ここから〈帰結〉するのは、言うまでもなく、「これら・二つの事柄のいずれか (Either) が欠ければ、権利は、それがかつて存在したところ〔移譲者のもと〕に留まる」<sup>4)</sup>、ということである。(DC・L 「二つの意志のうち、いずれか一つ (vtravis [ウトラウイス]) が欠ける場合には、権利は留まって

2) EoL, p. 76

3) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 171

4) EoL, p. 76

移動しない」<sup>5)</sup>。

3) a) しかし、ここに、つぎの問題が、伏在するのである。

それは、——本稿・前出・I——B, 17), ii), イ) ~キ)<sup>6)</sup>に略述したところであるが——, 「移譲者」が, 「権利」の「受領」を「拒否」する者(「受領」の「意志」を有しない者)に, なおかつ, 「権利」を「移譲」せしめよう, と「意志」する——場合, もとより, 相手方は「受領」しないのであるから, この「移譲」の「意志」は, 「権利」の「放棄」の「意志」になるのではないか, したがって, 「二つの意志のうち, いずれかが一つが欠ける場合」であっても, 「権利」は, 「放棄」され, 「移譲」の「意志」を抱く者のもとに〈留まらず〉, 〈移動する〉のではないか, という問題である。

b) だが, この場合でも, 「権利」は, 「留まって, 移動しない」のである。

ア) なぜなら, 「権利」の「放棄」とは, 既に本稿・前出・I——B, 18)<sup>7)</sup>に見たとおり, 〈放棄者〉が「自分の権利」を, 〈他の・あらゆる人間の手の届くところに, 投げ出すこと〉であり, ないしは, ——比喩的に「移譲」という語を用いれば——, 〈誰彼を問わずに, 移譲すること〉なのである。

イ) ところが, 本来の意味での「移譲」とは, 「ある・特定の個人」との関係で「移譲」の〈原因〉が存在するがゆえに, その「特定の個人」にたいして「意志」され, したがって「行われる」事柄である。

c) なぜなら。ア) 「移譲スル」・‘trānsferre’は, <‘trāns+fērre’に由来する合成語であり, 「前綴」‘trāns’ (本来は, 「前置詞」, 「副詞」)は, もともと, 「古典ラテン語」では姿を消した「古ラテン語」の動詞, ・‘trāre’ ([トラァーアレ], 「向コウ側へ渡ッテ行ク」)の現在分詞形であって, それゆえ, 〈方向性〉を含意しており, ‘fērre’もまた, ギリシャ語の‘φέρειν’ ([プフエレイン])に

5) DC・LW, p. 100 ; DC・LO, p. 171

6) 『経済と経営』。第22巻・1号。110-111 ページ。

7) 同巻・同号。115-118 ページ。

発して、「取り去ル」等、ひとしく〈方向性〉を内包する語意をもつ。

イ) これにたいし、i) 「放棄」(renūntiātio), 「放棄スル」(renūntiâre) は、「前綴」・‘re-’と「語幹」・‘nuntiātio’, ‘nūntiâre’ とから合成された語であって、この「語幹」は、本来は、「告知」、「告知スル」の意であり「前綴」の‘re-’は、「再ビ」、「元へ」、「戻ッテ」、「返シテ」、および、「外へ向カッテ」、ならびに、「完了」・「到達」を表示し、また、〈強意〉のために、用いられる。したがって、‘renūntiâre’は、「古典ラテン語」では、「立ち戻ッテ告知スル」の原意から、「報告スル」、さらに、「公ケニ告知スル」、「公ケニ明ラカニスル」、等の語意をもった。

ii) 「公ケニ告知スル」ことは、〈全方向性〉を、とりもなおさず、〈無方向性〉を、含意し、「特定の個人」を対象としないことである。

ウ) また、「放擲スル」(relinquish) は、‘relinquere’ ([レリンクウエレ]) に由来するが、後者の語は、「前綴」・‘re-’と、「語幹」・‘linquere’ とから合成され、この「語幹」は、(おそらく、ギリシャ語の‘λείπειν’ ([レイペイン]) に源をもち)、「放置スル」、「放棄スル」の意であるところから、‘relinquere’ は、「後ニ残ス」=「持ッテイカナイ」、「アル人・物カラ離レル」という語意であり、したがって、「自分の権利を放擲する」とは、その「権利」が〈何人ニ属スルカ〉という事柄にたいする〈全くの無縁性〉を表わす概念である。

d) こうして、「移譲」という概念は、「放棄」・「放擲」のそれとは正反対に、「権利」の「移動」の〈方向〉の対象たる「ある・特定の個人」にたいしてのみ、成立しうるものである。

e) ア) それゆえ、「移譲者」が、「権利」の「受領」の「意志」を有しない「ある・特定の個人」にたいし、なおかつ、「権利」を「移譲」させよう、と「意志」する場合には、

イ) その・「移譲」の「意志」は、「権利」の「放棄」の「意志」とはなりえず、

ウ) したがって、「移譲」も生起せず、「放棄」の「意志」も存在しえない

のであるから、それゆえ、「権利」は、「移譲」も「放棄」もされず、すなわち、「留まって、移動しない」のである。

4) a) はたして、EoL は、かかる問題が、ここに伏在することを自覚して、前掲・2), b) の「これら・二つの事柄のいずれかが欠ければ、権利は、それがかつて存在したところ [移譲者のもと] に留まる」とした後に、その「留まる」ことの〈根拠〉を、本稿・前述とひとしく、つぎのように語るのである。

「しかしながら、自分の権利を、それを受領しない者に譲与する (giveth) 人が、その譲与によって、自分の権利を、無条件に放擲していることになる、すなわち、自分の権利を、それを受領しようとする者の誰彼を問わずに、移譲していることになる、と考えることはできない。なぜなら、自分の権利を、ほかの者にではなく、ただひとりの者に (to one), 移譲することの根拠 (the cause) は、残りの者をさしおいて、その・ひとりの者 (that one) の中に、あるのであるからである」<sup>8)</sup>。

DC・L もまた、「二つの意志のうち、いずれかが欠けている場合には、権利は、留まって移動しない」ことの〈根拠〉について、つづいて、こう記している。「その理由は、私が、自分の権利であるものを、それを受領することを拒否する者に譲与 (dāre [ダレ]) しようとする意志したとする場合に、だからといって、私が自分の権利を放棄したことになる、すなわち、誰彼を問わずに移譲したことになる、というところにあるのではない。と言うのは、私が、ただひとりの者 (v̂nus [ウーウヌウス]) に譲与しようとする意志した根拠 (cāusa [カウサ]) は、その・ただひとりの者 (is v̂nus [イス・ウーウヌウス]) の中に存在するのであって、ほかの者たち (cāeterī [カエテリー]) の中には、同じようには存在してはいないからである」<sup>9)</sup>。

8) EoL, p. 76

9) DC・LW, pp. 100–101 ; DC・LO, p. 171



b) こうして、「権利」の「移譲」が「ある・特定の個人」にたいする〈方向〉を有するのは、その「個人」が、「移譲者」にとって、「移譲」の・〈排他的〉な「根拠」をそなえていることに、基づくのである。

## II——B

1) a) ア) 一般に、なにかの「行為」の「原動力」である「意志」の「表示媒体」のうち、〈音聲言語〉と〈文字言語〉とは、あらゆる「時間」、すなわち、「過去」、「現在」、および、「将来」、における当該「行為」と、その「行為」の「原動力」たる「意志」とを、「現在」にあつて「表明」することが、〈できる〉。

イ) このことは、個別に、「意志」が、「自分の権利」を、「手放す」ないしは「移譲する」「意志」であり、「行為」が、それと同じ「行為」である場合にも、妥当する。

b) もとより、上記の事柄は、「表明」についてのみ言いうることであつて、「表明」された「行為」が〈存在できる〉のは、「過去」と「現在」とにおいてであるにとどまり、「将来」における「行為」は、文字通り、〈いまだ存在しない〉。

2) a) ところで、「自分の権利」を「将来」において「手放す」ないしは「移譲する」という「意志」が、「現在」において、一つには〈音聲言語〉すなわち「語」によって「表明」される場合には、「現在」における・その「意志」と、〈いまだ存在しない〉・「将来」における・「権利」の「手放し」ないし「移譲」の「行為」との間に、〈時間上の懸隔〉がある。

c) ア) 発せられると共に〈消滅〉する〈音聲言語〉によって「表明」された・「現在」における・上記の「意志」は、この〈懸隔〉の間に〈消滅〉する〈可能性〉をもち、あるいは、〈変更〉される〈可能性〉をもつ。

イ) 例えば、「権利」の「移譲」のうち、とくに「贈与」の場合に見られるように、ひとたびは「贈与」の「意志」を「表明」した〈贈与者〉も、「贈与」

の「根拠」と、「根拠」の〈原因〉とを勘案して、「贈与」の〈実行〉の可否について「秤量」を行う必要が生ずる時には、その「秤量」が、「最終の欲求」（「贈与」にたいする「欲求」の「最終段階」）すなわち「贈与」の「意志」の〈確定〉に到達しないこと、換言すれば、「贈与」の「意志」が〈消滅する〉、すなわち、〈存在しなくなる〉、ないしは〈変更される〉〈可能性〉を、この〈時間上の懸隔〉は、語っているのである。

d) 上記の〈可能性〉は、「現在」における「意志」を「原動力」とする・「将来」における・「権利」の「手放し」と「移譲」との「行為」が〈成就されない〉〈可能性〉であり、〈成就される〉ことの〈不確実性〉であって、換言すれば、「表明」された「意志」と「行為」との〈不一致〉・〈乖離〉の〈可能性〉である。

e) これにひきかえ、〈音聲言語〉が、「現在」において、前記の「意志」と、「現在」ないし「過去」における「行為」とを「表明」する場合には、いうまでもなく、あの〈時間上の懸隔〉は存在しえないのであり、したがって、上記の〈乖離〉は、生じえない。

f) ア) また、「現在」における「意志」が、〈文字言語〉によって「表明」される場合にも、〈文字〉は、上記の「意志」の「表明」として〈持続〉するのであるから、「現在」における「意志」と、「将来」における「行為」との間に、〈時間上の懸隔〉は存在しえない。

イ) これは、〈音聲言語〉にかかわる・上述・e) の場合、とりわけ、〈音聲言語〉が、「現在」にあつて、「現在」における「行為」を「表明」する場合とひとしく、「意志」と「行為」との〈乖離〉は、生じえない、ということである。

g) 上記・e) の場合に、「過去」と「現在」とにおける「意志」と「行為」との〈乖離〉が、生じえない、とは、「行為」が、「意志」のままに〈成就されてしまった〉、〈成就されている〉ことであり、〈成就されない〉〈可能性〉が存在しないことである。

3) a) EoLが、『第一部』・「第十五章」・第五節の前半で、つぎのように述べているのは、本来ならば、上記・2), a) ~ g) を〈根拠〉とするものでなくてはならないのである。

「第五節。総じて人が、自分の権利を、手放してしまった、ないしは、移譲してしまったことの表示媒体として、ひとり語 [音聲言語] 以外のものが現われない場合には、権利の手放し、ないし、移譲は、現に在る時間 [現在]、ないしは、過ぎ去った時間 [過去] を表示する語のもとに行われるのが、ふさわしい (behoveth) のであって、来たるべき時間 [将来] のみを表示する語のもとに行われることは、ふさわしくない」<sup>1)</sup>。

b) しかしながら、EoLは、「権利」の「手放し」と「移譲」、総じて〈わが身からの引き離し〉という「行為」が、

ア) 「現在」ないし「過去」——における〈実行〉——を「表示する語のもとに」「行われる」ことが、「ふさわしい」のは、〈なぜ〉であるのか、その〈根拠〉たる〈論理〉、また、

イ) 「将来」——における〈実行〉——のみ、を「表示する語のもとに」「行われる」ことが、「ふさわしくない」ことの〈根拠〉たる〈論理〉、

換言すれば、ア) のようにして「行われる」ことが、〈なにゆえに〉、「権利」を「実際にわが身から引き離してしまう」「行為」であるのか、その〈論理上の根拠〉、および、イ) のようにして「行われる」ことが、「権利」を「実際にわが身から引き離してしまう」「行為」たりえない〈論理上の根拠〉を、  
な<sup>ら</sup>示<sup>し</sup>て<sup>は</sup>い<sup>な</sup>い<sup>の</sup>で<sup>あ</sup>る<sup>。</sup>

c) なるほど、EoLは、上掲につづいて、「なぜかといえば、自分は、来たるべき時間 [将来]、例えば、明日、になれば、[自分の権利を] わが身から引き離すことを、今現在、意志している、と言う人は、まぎれもなく、自分は、いまだ、わが身から引き離してはいないのである、ということを表示し

---

1) EoL, p. 76

ているからである。それゆえ、権利は、今日は、その人の中に留まっているのであり、そして、その人が実際に (actually) にわが身から引き離してしまうまでは、この状態は持続するのである<sup>2)</sup>、と〈根拠〉を挙示しているつもりであるが、しかし、この〈根拠〉は、ただ、——「将来」における・「権利の手放し、ないし、移譲」の「行為」の・「現在」における「意志」を、〈音聲言語〉という「表示媒体」によって、「現在」、「表明」するだけでは、「権利」は、「現在」にあっては、〈移動せず〉、「将来」までは〈表明者〉のもとに「留まっている」、碎いていえば、〈今日、明日には権利は移動する、と口で言うだけでは、今日中は、権利は、移動しない〉——というのみの《空虚の論》である。

d) 加えて言えば、「権利」の・とくに「移譲」(しかも、「贈与」を除く「約定」)のうち、「協約」・「契約」による・「権利」の「移譲」の場合、「現在」における「協約・契約」締結にあたり、「表示媒体」を通じて「表明」される・その「移譲」の「意志」と、「将来」における、という・「現在」との〈時間上の懸隔〉を経た・「移譲」の「行為」との間に、〈乖離〉の〈可能性〉が存在することこそ、《協約・契約は、遵守されなければならぬ、すなわち、協約・契約の内容は、履行されなければならない》という「自然が定めている・第三の法」が契約当事者を支配すべき〈根拠〉なのであるから、究明せらるべきは、その・〈乖離〉の〈可能性〉が生ずることそのものの〈根拠〉であって、EoLが挙げている・前掲の〈根拠〉は、《全く無意味》なもの、と言わざるをえない。

e) それゆえ、分析されるべきは、前記・本3)・b)の〈論理上の根拠〉である。

4) a) EoLは、先行する『第一部』・「第十二章」・第三節にあって、「意志に発する行為(作為)と、意志に発する不作為とは、意志(the will)の中

---

2) EoL, loc. cit.

に、原動力 (beginning) を持つところのものである<sup>3)</sup>としていたが、「自分の権利」を、「手放す」「行為」、ないしは「移譲する」「行為」は、明らかに、「手放す」「意志」、「移譲する」「意志」を「原動力」とするものである。

b) そして、「意志」が「行為」の「原動力」である、ということは、「意志」が、その「行為」を〈しよう〉とする「意志」であることであり、すなわち、「意志」が、その「行為」を自らの〈対象〉としていることである。

c) ところが、「意志」が「行為」を自らの〈対象〉としているとは、さらに、「意志」が、当該「意志」を抱く人間を、「意志」の〈対象〉たる「行為」を〈成就〉せしめるべく、〈拘束〉していること、にほかならない。

なぜなら。ア) これも既に知られているように<sup>4)</sup>、「意志」とは、「欲求」(「欲望」)の「対象」、ないしは、「恐怖」・「嫌悪」の「対象」をめぐる「秤量」にあっての「最終の欲求」、ないしは、「最終の恐怖」(「嫌悪」)である。

イ) ところで、対象にたいする「欲求」は、当該対象〈へ向かっての〉・〈心〉の〈接近＝前進運動〉であり、「恐怖」・「嫌悪」は、対象〈からの〉・〈心〉の〈退去＝回避運動〉である。

ウ) それゆえ、「意志」が「行動」の「原動力」である、とは、上記の・〈二つ〉の・〈心〉の〈運動〉の〈最終のもの〉が、対象〈へ向かっての〉・〈身体〉の〈接近＝前進運動〉、ないしは、対象〈からの〉・〈身体〉の〈退去＝回避運動〉を、〈生み出す〉ことである。

エ) そして、上記の・〈二つ〉の〈身体〉の〈運動〉が、「行為」である。

オ) しかし、「行為」は、始源にあって、「欲求」、ないし、「恐怖」・「嫌悪」という「情念」を「原動力」とするものであるから、対象〈へ向かっての〉・〈身体〉の〈接近＝前進運動〉の終点たる・対象の「獲得」、ないし、対象〈からの退去＝回避運動〉の終点である・対象からの「逃避」をもって初めて、

3) EoL, p. 62. cf. 『経済と経営』, 22 卷, 1 号, 103 ページ。

4) EoL, pp. 61-62, cf. 『経済と経営』, 22 卷, 1 号, 93-94 ページ。

「行為」として〈成就〉するものであらざるをえない。

オ) それゆえ、「意志」する人間は、その「意志」によって、「行為」を〈成就〉することを〈迫られている〉のであり、この〈迫られている〉ことが、「意志」する人間は、当該「意志」を「原動力」とする「行為」の〈成就〉へ向かって、その「意志」により〈拘束されている〉ことであるからである。

5) a) 上述の・「意志」の〈拘束力〉によって、「意志」する人間が、「意志」の〈対象〉たる「行為」を〈成就〉した時、その「行為」自体が、「意志」の「表示媒体」の一つとなる。

b) ただし、このように、「行為」が、「意志」の「表示媒体」の一つとなることができるのは、前述の・「権利」を「手放す」ないしは「移譲する」・「過去」あるいは「現在」の「意志」が、「過去」あるいは「現在」にあつての・「権利」を「手放す」ないしは「移譲する」「行為」を、自らの〈対象〉とするものであつた、あるいは、〈対象〉とするものである、という「表示媒体」たる〈音聲言語〉によって「表明」される場合のみである。

すなわち、「意志」と「行為」との〈一致〉が、「現在」において〈音聲言語〉により「表明」される場合にとどまるのである。

c) これにたいし、「表示媒体」としての〈音聲言語〉が、——「権利」を「手放す」ないしは「移譲」する・「現在」の「意志」は、「将来」における・「権利」を「手放す」ないしは「移譲する」「行為」を〈対象〉とするものである——ということを「表明」する場合には、すなわち、「意志」と「行為」との〈時間上の不一致・懸隔〉が存在する場合には、かかる「意志」と「行為」との〈不一致〉が生ずる〈可能性〉がある。

そして、この〈不一致〉が生ずる〈可能性〉は、その「行為」が、当該「意志」の「表示媒体」の一つであることが〈できない〉〈可能性〉である。

d) 上記・b) と c) とを、それぞれ逆に言えば、

ア) b) は、——「過去」あるいは「現在」の「行為」を自らの「表示媒体」の一つとする・「現在」あるいは「過去」の「意志」が、〈存在していた〉、な

いしは、〈存在している〉——ということであり、

イ) c) は——「将来」の「行為」を自らの・「表示媒体」の一つとする・「現在」あるいは「過去」の「意志」が〈存在しなくなる〉〈可能性〉が存在する——ということである。

6) 上掲・5), d) のア) とイ) との相違の根拠は、つぎのところにある。

a) まず、「現在」における「意志」と「行為」とについて述べるところから始めれば、

ア) 〈私ハ、私ノ意志ニヨツテ、私ノ権利ヲ、今現在、ワガ身カラ引き離シテイル〉ないしは〈移譲シテイル〉、と「現在」において「言う」・「表明」する「表示媒体」たる〈音聲言語〉は、かく「表明」する〈私〉の・「自分の権利」を「わが身から引き離す」ないし「移譲する」「意志」が、〈私〉を、「権利」の〈わが身からの引き離し〉・〈移譲〉という「行為」の〈成就〉へ向かって、「拘束」してしまつたことを、——すなわち、上記の「行為」の〈成就〉を——意味するものである。

イ) この・「行為」の〈成就〉は、「現在」における・「意志」と「行為」との〈一致〉であり、両者が〈乖離していないこと〉にほかならない。

ウ) そして、上掲の〈音聲言語〉は、この・両者の〈一致〉を、「現在」において「表明」しているのである。

エ) また、上の場合、この・「意志」に〈一致〉した「行為」が、「表示媒体」たる〈音聲言語〉が発せられる「現在」において、上掲の「意志」の「表示媒体」の一つとなつたのである。

オ) そして、そのことは、かかる「行為」を自らの「表示媒体」の一つとする・「現在」の「意志」が、〈存在している〉ことに、ほかならない。

b) つぎに、「過去」の「行為」について言えば、

ア) 〈私ハ、私ノ意志ニヨツテ、私ノ権利ヲ、既ニワガ身カラ引き離シテシマツタ〉、〈移譲シテシマツタ〉、と「現在」において「言う」・「表明」する「表示媒体」たる〈音聲言語〉もまた、ひとしく、——当該の〈私〉が、この

「意志」によって、上記の「行為」の〈成就〉へ向かって「拘束」されてしまったこと、この「行為」が〈成就〉したことを——表示しているのである。

イ) この「行為」の〈成就〉は、「過去」における「意志」と「行為」との〈一致〉以外のものではない。

ウ) そして、前掲の〈音聲言語〉は、両者のこの「過去」における〈一致〉を、「現在」において「表明」しているのである。

エ) この場合にも、かかる〈成就〉した「行為」は、「表示媒体」たる〈音聲言語〉が発せられる「現在」において、上記の「意志」の「表示媒体」の一つとなる。

オ) そして、そのことは、この「行為」を自らの「表示媒体」の一つとする「過去」における「意志」が、〈存在していた〉ことである。

ｃ) ところが、上掲の二つの場合にひきかえて、「行為」が「将来」に属する場合、すなわち、

ア) 〈私ハ、今現在ノ・私ノ意志ニヨツテ、明日ニナレバ、私ノ権利ヲ、ワガ身カラ引き離ス〉ないしは〈移譲スル〉、と「現在」において「言う」・「表明」する「表示媒体」たる〈音聲言語〉は、このように「表明」する〈私〉の「意志」が、「明日」になっても、当の「意志」する〈私〉を、「権利」の〈わが身からの引き離し〉、〈移譲〉という「行為」の〈成就〉へ向かって、「拘束」〈しなくなる〉〈可能性〉があることを——したがって、上記の「行為」が〈成就〉しないことがある〈可能性〉を——表示しているのである。

イ) なぜなら。なるほど、この時の〈私〉は、〈私ノ権利ヲ、明日ニナレバワガ身カラ引き離ス〉、〈移譲スル〉ことを、「現在」において、「意志」しているし、また、その「意志」を、「現在」において、〈音聲言語〉という「表示媒体」によって「表明」してはいる。

ウ) しかしながら、上記の「現在」における「意志」と、〈実際に〉〈私ノ権利ヲ、ワガ身カラ引き離ス〉、〈移譲スル〉という「将来」における「行為」との間には、〈今日〉から〈明日〉までの、あるいは、「現在」の時点から「将



来」の・ある時点までの、〈時間上の懸隔〉があるのである。

d) この〈懸隔〉は、上記の・「現在」における「意志」と、「将来」における「行為」との〈不一致〉が生ずる〈可能性〉を意味するのであり、したがって、上記の「行為」が〈成就されることがない〉〈可能性〉を含む〈時間の経過〉である。

ア) なぜなら。再言すれば、この〈時間の経過〉の間に、ひとたびは「表明」された・「権利」の〈わが身からの引き離し〉・〈移譲〉の「意志」も、〈撤回〉され〈消滅〉する〈可能性〉をもち、あるいは、〈明日〉という・「行為」の時点を〈変更〉し、ないしは、さらに〈延引〉させる〈可能性〉をもつからである。

イ) というのは、既述・本・II——B, 2), c), イ)のように、また、事実、後出・12)以下で、EoL, DC・Lの論述に見るとおり<sup>5)</sup>、「移譲」の・一つの様態である「贈与」の場合をとれば、〈贈与者〉が、いったんは、「贈与」の「意志」を抱いたとしても、その「意志」の「根拠」と、また、「根拠」の〈原因〉とにかんがみて、〈贈与者〉が、上記の〈時間上の懸隔〉の間に、「贈与」の可否を「秤量」し直すことが生じ、そして、その「秤量」が、必ずしも、「贈与」の「意志」の〈確定〉にまで到達しない〈可能性〉、すなわち、「贈与」の「意志」そのものが〈存在しなくなる〉・つまり〈消滅〉する〈可能性〉が存在するからである。

e) しかも、上述の・「現在」における「意志」を「現在」において「表明」する「表示媒体」たる〈音聲言語〉は、〈音聲言語〉であるゆえに、〈須臾にして消滅し〉、上の〈時間の経過〉の間、〈持続することができない〉し、すなわち、この〈経過〉を〈蔽うことができない〉。

(〈文字言語〉であれば、これは〈持続する〉ものであり、あの〈時間の経過〉を〈蔽うことのできる〉ものであるから、「意志」の〈撤回〉、〈消滅〉、

---

5) cf. *infra*, 本・II——B, 12), 13)

「行為」の時点の〈変更〉、〈延引〉を生じさせることはない。

f) こうして、前記・c) の〈時間の経過〉は、あの・「現在」における「意志」が、〈私〉を、上記の・「将来」の「行為」の〈成就〉へ向かって〈拘束することのない〉〈可能性〉を含む〈時間の経過〉であることになる。

g) かかる・〈拘束力〉をもたない〈可能性〉を伴う「意志」は、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有する「意志」にほかならない。

イ) また、それは、「将来」における「行為」の「原動力」たり〈えなくなる〉〈可能性〉を有する「意志」であり、

ウ) 「将来」における「行為」を自らの〈対象〉とすることが〈できなくなる〉〈可能性〉のある「意志」である。

h) こうして、「将来」における「行為」を〈対象〉とする「意志」は、〈音聲言語〉としての「表示媒体」によって「表明」される場合には、実は〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有する「意志」にすぎない。

i) そして、〈存在しなくなる〉〈可能性〉をもつ「意志」、すなわち、「意志」する人間を「将来」の「行為」へ〈拘束する力〉を〈もたなくなる〉〈可能性〉のある「意志」、「将来」の「行為」の「原動力」たり〈えなくなる〉〈可能性〉を有し、その「行為」を自らの〈対象〉とすることの〈できなくなる〉〈可能性〉に伴われた「意志」が、「将来」の「行為」を〈成就〉することによって当該「行為」を自らの「表示媒体」の一つとすることが〈ない〉〈可能性〉の中に留まることは、言うを俟たない。

j) そして、このことは、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有する「意志」——が、いかに「将来」における「行為」への「意志」として「表明」されようとも——、その「行為」は、〈成就されない〉〈可能性〉の中にある、ということである。

7) それゆえ、「その人が実際にわが身から引き離してしまう」ないし「移譲する」「行為」は、——EoLは、語っていないが——「明日」ないし「将来」の・なにかの時点において、〈あらためて〉、「現在」ないし「過去」におけ

る〈実行〉を「表示する語のもとに」、すなわち、〈私ハ、…今現在、ワガ身カラ引き離シテイル〉・〈移譲シテイル〉、ないしは、〈私ハ、…既ニ…引き離シテシマッタ〉・〈移譲シテシマッタ〉という〈音聲言語〉による「表明」を通じて、行われなくてはならないのである。

8) ただし、「将来」における「行為」を〈対象〉とする「意志」であっても、——〈音聲言語〉ではなく——〈文字言語〉という「表示媒体」によって「表明」される場合には、上と異なる。

a) なぜなら。〈文字言語〉は、〈文字〉の存続によって、前述の〈時間の経過〉を〈蔽うことのできる〉ものであり、

b) したがって、〈文字言語〉によって「表明」された・「将来」における「行為」と、その「行為」を〈対象〉とする・「現在」における「意志」との間の〈時間上の懸隔〉は、消え去り、その「将来」の時点——例えば〈明日〉——が、「現在」となり、「現在」における「意志」と「将来」における「行為」との間に〈乖離〉は、生じない。

c) それゆえ、「現在」において「表明」された「意志」は、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を脱して、「将来」の「行為」の「原動力」たりうるし、したがって、また、「現在」にあって「意志」する〈私〉を、「将来」における「行為」の〈成就〉へ向かって〈拘束する力〉をもち、それゆえ、〈成就〉した「行為」は、「意志」の「表示媒体」の一つとなりうるのであって、

d) それは、「将来」の「行為」もまた、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を脱して、「実行」されることにほかならないからである。

9) EoLが、——「将来 [における実行] を表示する語」のもとに、「権利」の「手放し」、ないし「移譲」が「行われる」ことは、「ふさわしくない」。「現在」ないし「過去」における〈実行〉を「表示する語」によって「行われる」ことが、「ふさわしい」——とするのは、前出・4)～6)に分析した〈論理上の根拠〉によってでなくてはならず、EoL自らが言う〈根拠〉に基づくものではないのである。

10) 上掲の〈論理上の根拠〉の挙示が欠落しているのは、DC・L にあって  
もまた、同じである。

すなわち、『第一部』・「第二章」・第六節に、こう述べられている。

「第六節。ところで、権利が、あるいは手放され、あるいは移譲される場合の意志 (*vóluntās* [ヴォルウンターズ]) について、語以外の表示媒体がな  
にら存在しえない場合には、当の語は、現在ニオケル実行ヲ表ワス (*dē  
præsenti* [デー・プラエセンティー]<sup>6)</sup>) 語であるか、過去ニオケル実行ヲ表ワ  
ス (*dē prāteritō* [デー・プラエテルイトー]) 語であるか、でなくてはなら  
ない (*oportet* [オポルテト])。なぜかといえば、当の語が、将来ニオケル実  
行ヲ表ワス (*dē futūro* [デー・フトゥーロー]) ものであれば、その語は、な  
にらの権利をも移譲しない\* からである。その理由は、例えば、将来におけ  
る実行を表わして (*dē futūro*)、私ハ、明日ニナレバ (*crās* [クラーズ]) 譲  
与スルコトヲ、今現在、意志シテイル (*dābo* [ダボ]<sup>7)</sup>) と、このように言う

---

6) イングランドおよびアイアランド地域に行われた・中世ラテン語では、‘de presenti’  
は、副詞として、「目下」、「今ハ」の意で、また、後出の‘de futuro’も、イギリス語で  
表わせば—— in the past, in the present に対比して、in the future, すなわち——「将  
来ニハ」の意で、用いられ、前者の語は、c. 1344 の・司法関係記録文書と、c. 1520 の  
Robert Whittington の文書とに、後者の語は、c. 1255 の・司法関係記録文書と、c. 1520  
の・上記・R. Whittington の文書とに、現われている、と言われる。(Latham, R. E.:  
“Revised Medieval Latin Word-List, from British and Irish sources.” [1965], 1973.  
London. Published for THE BRITISH ACADEMY, by THE OXFORD UNIVER-  
SITY PRESS. i-xxiii, 524 p. [col. 1-1048]. p. 131 [col. 262] (なお、同じ Latham  
の編集にかかり、出典文節を挙示した・上掲地域の中世ラテン語辞典が、分冊で刊行  
が進行中である。現在は、A~Dまで))。

しかし、本稿では——「権利」の「手放し」・「移譲」の「実行」すなわち「履行」の  
〈時点〉を、表現すべきであるところから——上記のように訳した。

7) ‘dabo’ は、「現在・直接法・不定法形」では‘dāre’ ([ダレ]「与エル」,「譲与スル」  
等)の「一人称・直接法・未来形」である。[「一人称・直接法・現在形」は‘do’ ([ド  
オ)])。ラテン語では、「未来形」は、「一人称」にあっては、多く、「意志」、「懇望」

人は、明らかに、自分は譲与してしまっていない、ということを表示しているのであり、それゆえ、権利は、今日まるまる一日は、その人から取り除かれはしない (*immôtum* [イムモー・トウム]) のであって、すなわち、その間にその人が実際に (*âctû* [アークトゥー]) わが身から引き離してしまったのではなくては、明日一日も、その人のもとに留まるからである。その理由は、私のものであるものは、私がそれをわが身から引き離してしまったのではなくては、私のものたりつづける、というところにある<sup>8)</sup>。(\*は、引用者による。「…その語は、…移譲しない…」という叙述は、正しくない。「その語は、なにらの権利の移譲の意志をも、表示しないからである」であるべきである)。

11) a) さて、前述・4) ~ 6) の〈論理上の根拠〉の〈分析〉の要点は、

ア) 「権利」の「手放し」ないし「移譲」の「意志」は、その「意志」の「表示媒体」として「語」以外のものが存在しない場合には、その「意志」が、かく「意志」する人間を、上記の「手放し」、「移譲」という「行為」に向かって「拘束」する「意志」であることを「表示」する「語」によってのみ「表明」されるべきであり、

イ) その理由は、——しからざる「語」によって「表明」される「意志」は、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有し、したがって、「意志」の〈対象〉として「表明」された「行為」もまた、〈存在しなくなる〉〈可能性〉の中にあることになる、というところにある——ということであった。

b) すなわち、ア) 「表示媒体」が「語」である場合、「権利」の「手放し」、「移譲」の「行為」が〈成就するか、否か〉を決定するのは、その「意志」が〈存在するか、否か〉であるゆえに、

イ) 「語」が「将来を表示する」もの、「将来ニオケル実行ヲ表ワス」もの

---

を表わす。

8) DC・LW, p. 101 ; DC・LO, p. 171

である時には、この「意志」が、〈存在しなくなる〉〈可能性〉があるのであり、

ウ) それゆえ、「行為」もまた、〈存在しなくなる〉〈可能性〉をもつのである。

12) 上記の・本稿の〈分析〉を裏書きするものは、本稿・本・II—B, 2), c), イ): 6), d), イ)に予めふれたように、EoL, 「第十五章」・第七節にあって、「権利」の「移譲」の様態の一つである「贈与」にかかわって現われる論述である。

a) まず、「第七節。総じて人が、自分の保持している・なんらかの権利を、過去の、現在の、ないしは将来の・見返りとなる利益 (reciprocal benefit) を念頭におかずに、他人に移譲する場合、これが、贈与 (FREE GIFT) と呼ばれる」<sup>9)</sup>と〈規定〉されるのにつづいて、

b) — おそらく、この「贈与」の「意志」を「表明」する「表示媒体」が、「語」すなわち〈音聲言語〉のみである場合を想定して、であろう —、こう述べられる。

「贈与にあっては、現在ニオケル実行ヲ表ワス (*dē præsenti* [デー・プラエセンティー]) 語 [音聲言語]、ないしは、過去ニオケル実行ヲ表ワス (*dē præteritō* [デー・プラエテルイトー]) 語以外の語は、強制力をもちえない\* (can be binding)」<sup>10)</sup>。(＊は、引用者による。「…語以外の語は、強制力をもちえない」とする叙述は、正しくない。「行為」へ向かって、「意志」する人間を〈強制する力〉をもつか否かは、既に知ったとおり、— いかなる「時間」おける「行為」を「表示」するかに相違のある — 「語」によって「表明」される「意志」なのである。したがって、ここは、「…語以外の語によって表明される意志は、強制力をもちえない」であるべきである)。

9) EoL, p. 77

10) EoL, loc. cit.

c) そして、さらに、「将来ニオケル実行ヲ表ワス語」、——正しくは、かかる「語」によって「表明」される・「贈与」の「意志」——が「強制力」をもちえない〈根拠〉が、示される。

「なぜなら、将来ニオケル実行ヲ表ワスのみの語であれば、その語は、なにらの権利をも移譲しない\*し、また、譲与者 [贈与者] の意志 (the will) から発した、とは理解されることもできないからである」<sup>11)</sup>。( \*は、引用者による。ここでも、「…での語は、…なにらの権利をも移譲しないし、…」という叙述は、当を失している。「…その語は、…なにらの権利の移譲をも表示しないし、…」であるべきである)。

d) さて、上掲の EoL が挙げる〈根拠〉の核心は、「…その語は、…譲与者 [贈与者] の意志から発した、とは理解されることもできない…」である。

すなわち、「将来ニオケル実行ヲ表ワスのみの語」(例えば、〈私ハ、私ノ意志ニヨツテ、君ニ、コノ物件ナイシハ事柄ニタイスル・私ノ権利ヲ、明日ニナレバ、贈与スル〉) は、「贈与者」の「贈与」の「意志」を「表示」・「表明」するものではない、ということである。

e) では、〈なにゆえに〉、かかる「語」は、上記の「意志」を「表明」するものではないのであるか。

EoL は、つづいて、その〈根拠〉を、示す。

「その理由は、事柄が贈与であるため、譲与者 [贈与者] の意志は、[将来における実行を表わすのみの] 語によって支えられる以上の拘束力 (obligation) を伴うことがない、というところにある」<sup>12)</sup>。

ア) すなわち、EoL も、やはり、「贈与」の「意志」が、「贈与者」を「贈与」という「行為」へ「拘束する」「力」を、認めているのである。

イ) しかし、問題は、——その「意志」の「拘束力」が、「将来ニオケル実

11) EoL, loc. cit.

12) EoL, loc. cit.

行ヲ表ワスのみの語」によって「支えられ」ているのみのものである——というところにある。

f) ア) ここに言われる「意志」は、「将来ニオケル実行」に対比されているものとして、当然、「現在」にあつての・「贈与」の「意志」である。

イ) とすれば、この・「現在」における「意志」と、「将来」における・「贈与」の「実行」・「行為」との間には、〈時間上の懸隔〉があり、その〈懸隔〉は、——「現在」の「意志」が、「将来ニオケル実行ヲ表ワス語のみ」によって「表明」されるものにすぎない以上、——「現在」から「将来」の「実行」までの〈時間の経過〉のうちに、「現在」の「意志」が、あるいは、〈消滅〉ないし〈撤回〉され、あるいは、「実行」の時点を〈変更〉・〈延引〉させることが〈ありうる〉ことを、一言にしていえば、「現在」の「意志」が〈存在しなくなる〉ことの〈可能性〉を、意味するものである。

g) してみれば、「将来ニオケル実行ヲ表ワスのみの語」が「表明」しているのは、「贈与者」の・「現在」における「意志」——とりもなおさず、〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有する・「現在」の「意志」、——であるにすぎない。

イ) すなわち、上記の「語」は、「贈与」の・「現在」における「意志」を「表明」するだけのものでしかないのである。

ウ) ということは、——〈存在しなくなる〉〈可能性〉をもつ「意志」は、「行為」を〈成就せしめる〉ことが〈できなくなる〉〈可能性〉を有している——ということであり、

エ) したがって、「贈与」という「行為」もまた、それへの「意志」が、ひとたびは、「表明」されるにしても、やはり、〈存在しなくなる〉〈可能性〉の中にある、ということにほかならない。

h) 上述・f), g) の事柄が、「譲与者 [贈与者] の意志は、[将来における実行を表わすのみの] 語によって支えられる以上の拘束力を伴うことがない」と言われることの意味である。

i) このようにして、本稿・前掲の分析は、「贈与」の「意志」と、「将来



ニオケル実行ヲ表ワスのみの語」による「表明」との関係にかかわる・EoLの立論によって、裏書きされるのである。

13) しかしながら、もとより、さらに究明すべきは、——「贈与」の場合、上記の〈時間の経過〉の間に、「現在」の「意志」が〈存在しなくなる〉〈可能性〉を有するのは、〈なにゆえであるか〉——である。

a) ア) なにらかの物件ないし事柄にたいする「自分の権利」を、他人に「贈与」すること（正しくは、その「意志」には、それなりの〈根拠〉がなくてはならない。「見返りの利益を考慮しない」「贈与」を決定するものは、その〈根拠〉のみである。

イ) ところで、その〈根拠〉は、EoL（および、DC・L）にあつては、「贈与者」が「被贈与者」にたいして抱く「好意」（*affection. affectus* [アッフエクトゥス]) である<sup>13)</sup>。

ウ) もとより、この・「贈与」の「意志」の〈根拠〉たる「好意」は、さらに、〈必ず〉、その〈原因〉として、なにらかの事柄をもつ<sup>14)</sup>。

エ) i) ところで、「好意」の・なにらかの〈原因〉が、当初のままに〈持

13) Lev・Eは、その〈根拠〉として、——「贈与」によって、「相手方から、ないしは、相手方の友人たちから、友情、あるいは、敬意(*service*)を得る期待」、ないしは、「他人にたいする・尊敬の念に発する愛情(*charity*)、あるいは、気前のよさ、という世評を得る期待」、「相手方の困窮を自分も共に苦しむ(*compassion*)、という・心の痛みから逃れる期待」、あるいは、「来世の・天国にあつての報償の期待」——を挙げ (Lev・E, 「第十四章」・第十一パラグラフ。p. 193), また, Lev・Lは——「自分が移譲を行う相手方から得る友情・好意にたいする期待」、ないしは、「第三者が相手方に寄せている名声」、あるいは、「相手方にたいする尊敬の念に発する愛情(*cāritās* [カーリタース])」——を挙げている (Lev・L, 「第十四章」・第十一パラグラフ。p. 105)。

14) EoL, および, Lev・E, Lev・Lは、その〈原因〉を示してはいないが, DC・Lは、本稿・本・II——B, 後出・14), a) に見るとおり, 〈移贈与者〉にたいして・〈贈与者〉から下される「評価 (*méritum* [メリトゥム])」を、〈原因〉として挙げている。

続) する場合にも、「好意」は、(後出のように) 'his own affection' と記されているところから知られるとおり、〈本性上〉、〈主観的な心情〉であるから、必ずしも、当初のままに〈持続〉することはなく、〈変動〉する〈可能性〉が大であるものである。

ii) その〈変動〉は、「好意」の〈増幅〉である場合もあるが、また、〈減退〉である場合もありうる。

iii) 〈増幅〉する場合には、「贈与者」の・「贈与」の「実行」の可否にかんする「秤量」は、「贈与」したい、という「欲求」の「最後の欲求」たる・「贈与」の「意志」として〈確定しうる〉。

iv) しかし、〈減退〉する場合には、「秤量」は、〈継続〉し、「最後の欲求」としての「意志」への到達は、〈延引〉されて、「意志」としての〈確定〉には〈至らない〉〈可能性〉がある。

エ) まして、〈原因〉そのものが、当初よりも〈増幅〉することは、稀であり、むしろ〈減少〉する場合には、「秤量」の〈継続〉は、ますます長きにわたらざるをえず、そのことによって、「贈与」の「意志」もまた、〈消滅〉に向かう〈可能性〉が、大である。

b) ア) こうして、——「贈与」という「行為」が、「現在」における・「贈与」の「意志」の・「現在ニオケル実行」「ヲ表ワス語」と〈同時に〉行われるか、「過去ニオケル」場合を除いては、——すなわち、「将来ニオケル実行ヲ表ワス語」にあっての「贈与」については、上述の経緯により、「現在」における・「贈与」の「意志」すら、〈確定されない〉〈可能性〉があるのであり、あるいは、「現在」の「意志」が〈存在しなくなる〉〈可能性〉があるのである。

イ) 換言すれば、〈私ハ、私ノ意志ニヨツテ、君ニ、コノ物件ナイシハ事柄ニタイスル・私ノ権利ヲ、明日ニナレバ、贈与スル〉という〈音聲言語〉・「表示媒体」としての「語」は、〈明日ニナレバ、贈与スル〉ことが〈私〉の「意志」であることを、〈「表明」しなくなる〉〈可能性〉をもつのである。

c) そして、この〈可能性〉は、「贈与」の「意志」が、「拘束力」をくもたない〈可能性〉にはかならない。

d) また、それは、「将来」における・「贈与」の「行為」が、〈存在しなくなる〉〈可能性〉の中にあることでもある。

e) ア) こうして、「贈与」の〈根拠〉たる「好意」を抱く人の内部で、「秤量」が「最後の欲求」に達しうることがある場合にのみ、「贈与」の「意志」は〈確定され〉、〈存在し〉、「贈与」の「行為」は〈存在しうる〉。

イ) しかし、「好意」の〈本性〉ゆえに、「将来ニオケル実行ヲ表ワスのみの語」は、「実行」の可否についての「秤量」が、〈必然に〉、「最後の欲求」すなわち「意志」に達することを、なにか保証しはしない。

ウ) その「語」は、また、達することが〈ない〉〈可能性〉と、したがってまた、達することが、〈ある〉〈可能性〉をも、意味しているのである。

f) ア) それゆえ、〈明日ニナレバ、贈与スル〉と「言う」〈私〉は、〈明日ニナレバ〉〈譲与スル者〉ではなくて、〈明日ニナレバ〉〈贈与スルコトガアリウル者〉であるにとどまる。

イ) はたして、EoLは、同じ第七節で、前掲の論述につづいて、以下のよう<sub>に</sub>記しているが、それは、以上に述べた〈論理上の根拠〉に基づくものでなくてはならない。

「なぜかというに、譲与 [贈与] することを約束する人は、相手にたいする・自分自身の好意 (his own affection) 以外のなにもものをも念頭においていないのであるから、自分が譲与 [贈与] し終るまでの間は、自分の好意の原因 (the causes) が持続し (continue), ないしは、減少する (diminish) に応じて、引きつづき秤量を重ねいく (deliberate still) のであり、そして、秤量を重ねている当人は、いまだ意志を定めていない (hath not yet willed) からである。というのは、意志とは、当人の秤量の最終の成果 (the last act of his deliberation) であるからである。それゆえ、[贈与を] 約束する人は、約束することによって、譲与者 (a donor) であるのではなく、譲与スルコト

ガアリウル者 (*doson*<sup>15)</sup>) なのである」<sup>16)</sup>。(傍点は、引用者)。

g) こうして、本・II——B, 前出・4) ~ 8) にあって分析された〈論理上の根拠〉は、上掲の・EoL の・立論により、さらに裏書きされたことになる。

14) つぎに、この分析が、DC・L の立論によって、確証されるか否かを、吟味しよう。

a) DC・L は、『第一部』・「第二章」・第八節で、まず、EoL とひとしく、以下のように〈規定〉する。

「第八節。ある人が、自分の保有する・ある権利を、他人に移譲するにしても、しかし、相互に受領し合う・よいもの<sup>17)</sup>のむえに、ないしは、協約<sup>18)</sup> (*páctum* [パクトゥム]) のゆえに、その移譲を行うのではない場合、こうした移譲は、譲与 (*DÔNVM* [ドォヌウム]), ないしは、贈与 (*dônátio líbera* [ドーナツィオ・リーベラ]), と呼ばれる。ところで、贈与の場合、拘束力をもつのは (*óbligant* [オブリガント]), ひとり、現在ニオケル実行ヲ表ワス (*dē práesentí* [デー・プラエセンティー]) 語、ないしは、過去ニオケル実行ヲ表ワス (*dē práeteritō* [デー・プラエテルイトー]) 語、のみである。なぜなら、将来ニオケル実行ヲ表ワス (*dē futúro* [デー・フウトゥウロー]) 語で

15) 'doson' は、ギリシャ語の 'διδωναι' ([ディドオーナイ]「与エル」, 「譲与スル」。能動相・現在・不定法形) の「能動相・未来分詞である 'δωσών' ([ドオーソオーン]) の音表である。ギリシャ語では、「未来形」は、「意志」, 「当為」, 「必然」, および、「可能」を、表わす。

16) EoL, p. 77

17) 「相互に受領し合う・よいもの」とは、言うまでもなく、EoL が「見返りの利益」と表わしているものであり、「約定」を構成する。

18) 「協約」とは、のちに、Lev・E が「契約 (Covenant)」, (Lev・L は、「協約」と〈規定〉する概念と同一のものであって、「権利」の「移譲」の「約定」のうち、「約定」締結の〈時点〉の〈以後に〉, 「権利」の「移譲」を「履行」することが〈容認〉される「約定」である。cf. *infra*, 本稿・次号・III——A, 1), b), *seqq.*

あれば、その語は、さきほどの節<sup>19)</sup>で諒解された根拠ゆえに、語トシテハ(*ut verba* [ウト・ウェルバ]), 拘束力をもたないからである<sup>20)</sup>。

b) DC・Lは、既にEoLについて本稿で分析した「根拠」により、「将来ニオケル実行ヲ表ワス語」(〈音聲言語〉)——正しくは、かかる「語」によって「表明」される・「贈与」の「意志」(本稿執筆者による・この訂正は、直ちに、下記の・DC・L自体の叙述に、現われる)——は、「拘束力をもたない」というところから、まず、以下のように帰結させる。

「それゆえ、意志がもつ拘束力 (*voluntâtis obligatio* [ヴォルウンターアティス・オプリガーツイオ]) は、それ以外の表示媒体から (*ab aliis signis* [アプ・アリイス・スィーグニース]) 生まれるように、しなければならない (*oportet*. [オポルテト])<sup>21)</sup>。

(「それ以外の表示媒体」の第一に位するのは、〈文字言語〉であるはずである)<sup>22)</sup>。

c) ところが、DC・Lは、前出・a)のように、「将来ニオケル実行ヲ表ワス語」によって「表明」される「意志」が「拘束力をもたない」ことの「根拠」は、既に「さきほどの節に」挙示されている、としながらも、さらに、あらためて、つぎのような〈新たな立論〉を、展開するのである。

15) したがって、吟味されるべきは、この〈新たな立論〉によって、本稿・前述の分析が確証されるか否か、である。

a) すなわち、DC・Lは、前掲・14), a)の叙述につづいて、こう言う。

19) 「さきほどの節」とは、「第六節」のことである。この節の論旨については、*cf. supra*, 本・II——B, 前出・10)。

20) DC・LW, p. 101; DC・LO, p. 172. なお、「語トシテハ、拘束力をもたない…」という表現が、正しくないことについては、くりかえさない。*cf.* 本稿・本文・次・b)

21) DC・LW; DC・LO, *loc. cit.*

22) *cf. supra*, 本・II——B, 前出・7)

「ところで、意志ニ基ヅイテ (*voluntariò* [*voluntáriò*]<sup>23)</sup> [ウォルウンターリオー]) 生ずる行為は、ことごとく、意志スル者 (*volēns* [ウォレーンス]) の手に入る・なにらかの・ヨイモノ (*bónum* [ボヌウム]) ゆえに (*própter* [プロプテル]) 生ずる行為であるのであるから、上記のような譲与 (*dōnátio* [ドナーツィオ]) によって取得される、ないしは、取得されるべき・なにらかの・ヨイモノ (*bónum* [ボヌウム]) がなくては、譲与することの意志の表示媒体は (*sîgnum voluntātis dāndi* [スィーグヌウム・ウォルウンターアティス・ダンディー]), なに一つ、確定される (*assignāri* [アッスィーグナーリー]) ことが、できないのである<sup>24)</sup>。

b) ここで言われているのは、以下の関係である。

i) 「贈与」は、ある〈特定〉の「他人」に、ある〈特定〉の物件ないし事柄にたいする「権利」を、「過去」か「現在」か「将来」か、という〈特定〉の「時間」に、「譲与」する「行為」である。

ii) そして、この「贈与」の「意志」が、かかる「行為」の「原動力」であり、こうした「行為」を〈対象〉とするものであって、「意志」する者を、当該「行為」へ〈拘束〉するのである。

iii) しかしながら、一般に、「意志ニ基ヅイテ生ずる行為は、ことごとく」、——すなわち、「意志」を「原動力」とする〈あらゆる〉「行為」——は、その「意志」を抱く人間が「取得」する「なにらかの・ヨイモノ」「のゆえに」、すなわち、「ヨイモノ」を〈根拠〉として (*propter*), 「生ずる」のである。

23) '*voluntārius(m)*; *-ria(f)*; *-rium(n)*' ([ウォルウンターリュウス] 等, 「意志ニ基ヅクトコロノ」という・第二変格) に属する「形容詞」に由来する「副詞」は、古典ラテン語、中世ラテン語にあっては、ともに、(殆んどの場合に、しかりであるように), 「語幹」・'*voluntari-*' に「語尾」・'*-ē*' が付された '*voluntāriē*' ([ウォルウンターリエー]) の語形が正規であるが、しかし、「第二変格」の「形容詞」に発する「副詞」の「語尾」が、「奪格形」の '*-ō*' となる場合も多いので、ホブズは、それに倣って '*voluntāriō*' の語形をとったもの、と思われる。

24) DC・LW; DC・LO, loc. cit.

iv) ここで〈根拠〉として、と言うのは、以下の理由に基づく。

α) 「意志」とは、くりかえして言えば、「秤量」における「最終の欲求」ないしは「最終の恐怖・嫌悪」——〈最終の情念〉——であるのであった。

β) ところで、「欲求」（「欲望」）という「情念」は、本・II——B・前出・4), c) に見たように、なにかの〈対象〉〈へ向かっての・心の接近＝前進運動〉であるが、〈心〉の・こうした〈接近＝前進運動〉を生ぜしめる〈根拠〉であるものが、その〈心〉を有する人間にとっての・なんらかの「ヨイモノ」なのである。

γ) 他方、「恐怖・嫌悪」という「情念」は、なんらかの〈対象〉〈からの・心の退去＝回避運動〉であり、そして、〈心〉の・かかる〈運動〉を喚起する〈根拠〉であるものが、その〈心〉を有する人間にとっての・なにかの〈ワルイモノ〉である。

δ) さて、左〈からの退去＝回避運動〉は、ただちに、右〈へ向かっての接近＝前進運動〉にほかならないのであるから、当該人間にとっての・なんらかの〈ワルイモノ〉〈からの・心の退去＝回避運動〉たる・その〈対象〉にたいする「恐怖・嫌悪」という「情念」は、とりもなおさず、なんらかの「ヨイモノ」〈へ向かっての・心の接近＝前進運動〉、すなわち、当の〈対象〉にたいする「欲求（「欲望」）という「情念」である。

ε) そして、これも、前出・4), c) に見たとおり、上の・〈二つ〉の〈心の運動〉それぞれの「最終段階」が、「意志」であり、この「意志」が、なにかの〈ワルイモノ〉〈からの・身体の退去＝回避運動〉、とりもなおさず、なにかの「ヨイモノ」〈へ向かっての・身体の接近＝前進運動〉、すなわち、窮極には、〈ワルイモノ〉から〈逃避〉する「行為」、すなわち、「ヨイモノ」を「取得」する「行為」の「原動力」であり、かかる「行為」を〈生み出す〉ものである。

ς) しかし、この場合にも、後者の「行為」は、直ちに、前者の「行為」にほかならない。

v) 以上の事柄が、—— 総じて、「意志」を「原動力」とする「行為」は、当の「意志」する人間が「取得」する・なにかの「ヨイモノ」を〈根拠〉<sup>25)</sup>としてこそ、生ずる、—— と言われるのである。

c) しかし、ここから帰結するのは、逆に言えば、「ヨイモノ」という〈根拠〉が存在しなければ、まず、その「ヨイモノ」〈へ向かっての・心の接近＝前進運動〉の「最終段階」たる「取得」の「意志」が〈生じない〉し、したがって、かかる「意志」を「原動力」とする「行為」も、〈生じない〉、ということである。

d) ア) さて、「意志」が「贈与」の「意志」である場合、その「意志」は、当然、しかるべき「表示媒体」によって「表明」されずにはいない。

イ) そして、その「表示媒体」は、それが、前述・b), i) の〈特定性〉を「表示」しうるためには、その〈特定性〉にしたがって「確定」された〈表示内容〉をもつものでなくてはならない。

e) だがしかし、「贈与」は、その〈規定〉によれば、「相互に受領し合う・よいものゆえに」行われるもの・「行為」——(「約定」)——では〈ない〉のであり、すなわち、「こうした譲与によって」「贈与者」に「取得される、ないしは、取得されるべき・ヨイモノ」は、〈存在しない〉のである。

はたして、つづいて、こう言われている。

「しかしながら、いま前提されているのは、そのような・ヨイモノが〔贈与者に〕取得されることはないし、また、協約<sup>26)</sup>も存在していない、ということである。なぜなら、そうでなくては、贈与ニハなりえないからである」<sup>27)</sup>。

f) とすれば、前述・d), e) に照らして、「譲与することの意志の表示媒体は、なに一つ、確定されることが、できない」のは、明らかである。

25) 「…のゆえに」と表現される 'propter' は、〈根拠〉を表わす「前置詞」である。cf. *supra*, 150 ページ。

26) cf. 前出・脚注・18)

27) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.



g) 以上のようにして、「贈与」という「行為」の「原動力」たる「意志」にたいしては、〈贈与者〉のみが「取得」する「ヨイモノ」は、〈存在しない〉のである。

16) a) だがしかし、〈なにかの〉「ヨイモノ」が〈存在しない〉のでは、「贈与」の「意志」も、したがって、「贈与」の「行為」も、〈生じえない〉ことは、すでに明らかである。

b) そこで、その〈なにかの〉「ヨイモノ」を、あの〈贈与者〉のみが「取得」する「ヨイモノ」以外に求めれば、それは、〈贈与者〉と〈被贈与者〉との〈相互に共同の〉「ヨイモノ」のみである。

c) ア) ところで、この両者に〈相互に共同の〉「ヨイモノ」は、種類にあつては〈二つ〉である。

i) まず、一つは、〈相互にとっての・見返りの利益〉であつて、これは、両者の「約定」ないし「協約」によって初めて、両者に〈相互に共同に〉「取得」されることができる。なぜなら、「約定」「協約」は、両者にたいし、〈相互にとっての・見返りの利益〉を「取得」させる〈拘束力〉を、もつかないしは、もたなくてはならないからである。したがって、上記の〈利益〉は、「約定」「協約」の「存在」を〈前提〉とするものである。

ii) ところが、事柄は、あくまで「贈与」であり、すなわち、「いま前提されているのは」、「贈与」〈以外〉のもの、すなわち、「約定」も「協約」も存在しない、ということである」のであるから、いまは、ただ、この「約定」「協約」〈によらずして〉、〈相互に共同の〉「ヨイモノ」が「取得」されるのである、と〈期待せざるをえない〉、ということが、〈残っている〉のみである。

下記の叙述は、この間の消息を、語っているものである。

「それゆえ、残っているのは、相互ニ共同ノ・ヨイモノ (bónum mútuum [ボヌウム・ムートゥウム]) が、協約によらずに (sine páctō [スイネ・パクトー]) 取得される、と期待されなければならない、ということである」<sup>28)</sup>。

28) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.

17) そこで、吟味されるべきは、かかる「期待」が、はたして、〈成立うるか、否か〉、である。

答えは、〈否〉である。

そして、〈否〉である理由は、以下のところにあるのでなければならない。

a) まず、言うまでもなく、「贈与」の場合、〈被贈与者〉は、「約定」、「協約」の当事者とは全く異なり、もともと「見返りの利益」を相手方に与えることには、したがって「見返りの利益」を相手方に与えることによって成り立つ種類の「相互に共同の利益 (mūtuum beneficium [ムウトゥウム・ベネフィキウム])」にたいしては、〈拘束・束縛されていない〉〈立場〉にあるものであり、それゆえ、自分は、〈贈与者〉から「ヨイモノ」・「利益」を享けるからといって、〈贈与者〉にたいし、「見返り」の「ヨイモノ」・「利益」を与えるように〈拘束・束縛されている〉、などという〈意識〉には〈全く無縁〉なものである。

b) 他方、〈贈与者〉が、「相互に共同の・ヨイモノ、利益」の「取得」を「意志」しているとすれば、その「意志」は、〈贈与者〉が、——自分が「贈与」を行えば、〈被贈与者〉は、自分に「見返りの利益」を与えるように〈拘束・束縛〉されることになる——と〈予想〉していることと不可分離である。

c) そこで、

ア) 〈贈与者〉が、その「意志」と〈予想〉とに基づいて、

イ) 「贈与」の「意志」を抱き、その「意志」と、それを「原動力」とする・「過去」ないし「現在」における・「贈与」の「行為」の「実行」とを、「表示媒体」によって「表明」する場合、——すなわち、〈私ハ、君カラノ・見返リノ利益ノ取得ヲ予想シテ、私ノ意志ニヨリ、シカジカノ贈与ヲ、君ニタイシテ、過去ニ行ッテシマッタ〉、ないしは〈今現在、行ッテイル〉、と「表明」する場合、——

d) 既述のとおり、〈被贈与者〉は、もともと、「見返りの利益」を〈贈与者〉に与えるように〈拘束・束縛されてはいない〉〈立場〉にあり、〈意識〉

の上でもしかりである以上、

e) 当然、〈被贈与者〉からの「見返りの利益」の「取得」にたいする・〈贈与者〉の「意志」は、〈実現〉されることはないし、〈予想〉は、〈裏切られる〉が、

f) にも拘らず、「過去」ないし「現在」にあつての・〈贈与者〉の「意志」は、〈贈与者〉を「贈与」の「行為」へ向かつて〈拘束〉してしまつたのであり、したがつて、既に、「贈与」という「行為」は〈成就〉してしまつたのである。

18) これにたいし、

a) 「贈与」の・「将来における実行」の「意志」が「表明」される場合——〈私ハ、君カラノ利益ノ取得ヲ予想シテ、私ノ意志ニヨリ、シカジカノ贈与ヲ、君ニタイシテ、明日ニナレバ、行ウ〉と「表明」する場合——

b) 〈贈与者〉としては、〈被贈与者〉がその「贈与」にたいする「見返りの利益」を、「将来」において自分に与えるものと〈予想〉しており、したがつて、〈被贈与者〉が、そのように〈拘束・束縛されている〉、と〈予想〉しているのであるから、

c) 「相互に共同の利益」を「取得」するためには、自分もまた、「将来」にあつて「贈与」を行なうように、〈拘束・束縛されている〉、と〈思考〉しているのであつて、

d) したがつて、上掲の「表明」の「表示媒体」たる「語」・〈音聲言語〉が、〈被贈与者〉によって、自分は、そのように〈思考〉しているのである、と〈理解〉されることを、「意志」しているわけである。

なぜなら、前記の「語」が、〈被贈与者〉によって、そのように〈理解〉されるのでなくては、〈被贈与者〉が、「見返りの利益」を「将来」において〈贈与者〉に与えるように〈拘束・束縛されることは、ない〉、と〈贈与者〉は〈思考〉するからである。

19) だがしかし、〈贈与者〉が、自分の「語」がそのように「理解」される

ことを「意志」することには、〈根拠〉がある、ということが〈立証〉されうるであろうか。

否、かく「意志」することに〈根拠〉があることは、〈立証〉されえないのである。

a) なぜなら。ア)「将来」において、と否と、を問わず、「見返りの利益」(また、それによる「相互に共同の利益」)にたいして、自分が〈拘束・束縛されている〉という〈意識〉を全くもたない〈被贈与者〉を、

イ) 〈贈与者〉が、上記の「利益」へ〈拘束・束縛する〉ために、

ウ) あの「語」によって、自分は〈被贈与者〉にとっての「利益」たる「贈与」の「行為」へ向かって〈拘束・束縛されている〉のである、と〈被贈与者〉から〈理解〉されることを、「意志」したところで、

エ)「将来」において、を含め、もともと、「見返りの利益」にたいして〈拘束・束縛されている〉、という〈意識〉には〈全く無縁〉な〈被贈与者〉が、〈贈与者〉のあの「語」を、その「意志」の「表明」である、と〈理解〉することになる〈根拠〉などは、なにも〈存在しない〉からである。

以上の経緯が、つぎのように述べられるのである。

「しかしながら、相互に共同の利益には束縛されていない人 [被贈与者] を相手に、将来における実行を表わす語を用いた人が、自分の語を、自分自身が [贈与の実行へ向かって] 拘束されているのである、と理解されること (intelligi [インテルリギー]) を意志する (vellet [ヴェルレト]) 根拠 (quāre [クワアーレー]) は、なんら立証されえない (Sîgnum ... n̄illum dāri pōtest [スイーグヌム...ヌウールルウム・ダリー・ポテスト]) のである」<sup>29)</sup>。

20) a) このようにして、上記の「意志」の「根拠は、なんら立証されえない」ということは、〈贈与者〉が「贈与」の「表明」に託した・前述の「意志」——「将来における実行を表わす語」が、〈贈与者〉自身、その「贈与」

29) DC · LW, pp. 101–102 ; DC · LO, pp. 172–173

の「実行」へ向かって「拘束されている」のである、と「理解され」ようにする「意志」——が「意志」〈たりえない〉ことである。

b) 上記・a) から帰結するのは、「将来における実行を表わす語」によって「表明」される・「贈与」の「意志」——それは、実は、「見返りの利益」にたいする「拘束・束縛」にはなんらのかかわりもない〈被贈与者〉を、その「利益」へ「拘束・束縛」しようとする「意志」である——そのものが、〈存在しえない〉、ということである。

c) さて、上記の・「意志の根拠」が「立証されえない」ということの・根底にある意味は、

ア) 「約定」・「協約」〈によらずして〉「相互に共同の利益」を「取得」しよう、とする「贈与」は、《矛盾》であり、

イ) かかる・《矛盾》としての「贈与」の「意志」は、——「将来」のみならず、「過去」、「現在」における「実行を表わす語」によって「表明」されても——実は〈存在しえない〉ものである、というところにある。

d) そして、「過去」、「現在」、「将来」における「実行を表わす語」によって「表明」される・「贈与」の「意志」が〈存在しえない〉以上、「相互ニ共同ノ・ヨイモノ」を「取得」するための「贈与」の「行為」もまた、〈存在しえない〉ことは、言うまでもない。

e) また、それゆえ、「残っている」もの、すなわち、「相互ニ共同ノ・ヨイモノ」が、協約によらずに、「取得される」という「期待」は、〈成立しえない〉のである。

f) 上述のようにして、DC・Lの〈新たな立論〉によってもまた、本稿・前述の分析は、裏付けをえたことになる。

21) a) 加えるに、以上によれば、「贈与」の「意志」は、「贈与」を「意志」する〈贈与者〉のみが「取得」する「なにらかの・よいもの」にも、〈根拠〉をもたないのであり、また、〈贈与者〉と〈被贈与者〉との「相互に共同の・よいもの、利益」が、「協約によらずに、「取得される」という「期待」に

も、〈根拠〉をもたないことになる。

b) それゆえ、「贈与」の「意志」は、もはや、EoLが挙げていた・〈贈与者〉が〈被贈与者〉にたいして抱く「好意 (affectus [アッフエフトゥス])」以外のところに〈根拠〉をもつことはできない。

なぜなら、「贈与」を行わしめる「好意」は、一方で、「相互に共同のよいもの、利益」を〈贈与者〉と〈被贈与者〉との両者に齎す<sup>30)</sup>動因であり、しかも、他方で、両者を「見返りの利益」へ向かって〈拘束・束縛〉する、という《矛盾》を犯すことはないからである。

c) さて、DC・Lは、ア) 〈贈与者〉とは、〈他人〉(〈被贈与者〉)にたいし、〈進んで快く〉〈善意を示す〉者、〈好意を抱く〉者のことである、とする。

イ) すなわち、はたして、「好意」とは、その〈本性〉において、〈自発的〉〈主観的感情〉であることを、明示するのである。

d) とすれば、EoLについて見たのとひとしく、この・「好意」の〈本性〉から帰結する事柄は、

〈贈与者〉は、〈被贈与者〉にたいし〈今現在〉にあって抱いている「好意」を、——「将来」において当の「好意」を抱くに至った〈原因〉に〈変化〉が生ずれば、——〈変動〉させる〈可能性〉をもつ、ということである。

e) ア) それゆえ、〈贈与者〉が、かかる「今現在」の「好意」を〈根拠〉とする「贈与」を、〈被贈与者〉にたいし、「将来における実行を表わす語」をもって〈証し〉し・「表明」する場合——換言すれば、〈約束〉する場合——、その〈約束〉によって、〈贈与者〉が「将来」に至るまで〈全く拘束され切ってしまう〉ことは、上述の・「好意」の〈本性〉たる〈自発性〉と〈主観性〉とから帰結する・「好意」の〈変動〉の〈可能性〉とは〈相反する〉ことであ

30) 「好意」を〈根拠〉とする「贈与」は、〈贈与者〉には〈満足感〉という・「よろこび」の「情念」・「よいもの」を与え、〈被贈与者〉には、「贈与」の〈対象〉と「贈与」を享けたこととに基づく・「よろこび」の「情念」・「よいもの」を与えるからである。

り、その意味で、〈理に合わない〉事柄である。

イ) はたして、つぎのように述べられるのである。

「さらに、また、他人にたいして進んで (*facilè [fácilè]* [ファキレー]) 快く善意を示す (*béne vólunt [ベネ・ヴォルウント]*) 者たち [贈与者] が、今現在の好意を証しする約束によって全く拘束されし切ってしまう (*ómnī<sup>31)</sup> prômissō præsentem áffectum tēstante oblígentur [オムニー・プロミッソープラエセンテム・アッフェクトウム・テースタンテ・オブリゲントウル]*), ということも、理に合わないことである (*Néque ratiônis est [ネクウエ・ラツイオーニス・エスト]*)<sup>32)</sup>。

f) ア) 〈贈与者〉が、「今現在の好意を証しする約束によって全く拘束され切ってしまう」とは、「今現在の好意」が「将来」のいかなる時点に至るまでも〈変動〉せず、〈贈与者〉は、その〈変動〉せぬままの「好意」に発する「贈与」を、「将来」のいかなる時点にあっても、「実行」する、という「約束」・「将来における実行を表わす語」で「表明」される・「贈与」の「意志」によって、「拘束」される、ということであり、

イ) したがって、「今現在の好意」に発する「意志」と「将来」にあつての・「贈与」の「実行」との間に、実は〈時間上の懸隔〉が〈存在しない〉ことである。

g) ア) しかしながら、前述のとおり、〈贈与者〉は、「好意」の〈本性〉により、その〈原因〉の〈変化〉に応じて、「好意」を〈変動〉させる〈可能性〉をもつものであつて、

31) この 'omni' は、'omnis' (m. f), '-ne' (n) ([オムニス], [オムネ]。「スベテノ」の語意の「形容詞」)の「奪格形」であるが、しかし、名詞・'promisso' ('promissum' ([プロミッスム]。「約束」)の「奪格形」)を修飾する「形容詞」として用いられているのではなく、ラテン語文法上の「副詞的表現に代る形容詞」と称される用法にしたがうものであつて、「格」の如何を問わず、また、修飾される「名詞」とは無関係に、'omnino' 「マッタク」, 「完全ニ」, 等)の意で、「動詞」を修飾しているのである。

イ) このことは、「今現在の好意」が、「将来」の・なにかの時点までの間に〈変動〉する〈可能性〉が、〈存在する〉ことである。

ウ) すなわち、「今現在の好意」と「将来」の・なにかの時点における「約束」の「実行」、すなわち「贈与」の「行為」の〈成就〉との間の〈時間の経過〉は、「今現在の好意」が〈変動〉する〈可能性〉が〈存在する〉ことである。

エ) それゆえ、前記 f), イ) のように、〈時間上の懸隔〉が〈存在しない〉ことは、「好意」の〈本性〉に照らして、「理に合わない」のである。

22) a) こうして、「将来における実行を表わす語」によって「表明」される——「約束」される——「贈与」の「意志」(〈変動〉する〈可能性〉のある「今現在の好意」を〈根拠〉とする「意志」)と、「今現在」において「表明」され「約束」された・「贈与」の「実行」・「行為」との間には、〈乖離〉・〈不一致〉が生ずる〈可能性〉があるのであるから、

b) かかる・〈乖離〉の〈可能性〉の中にある「意志」は、「将来」における「行為」・「実行」の「原動力」とはならない〈可能性〉を有する「意志」であり、

c) したがって、こうした「意志」は、実は〈存在しなくなる〉〈可能性〉をもつ「意志」である。

d) それゆえ、「将来」における・「贈与」の「行為」もまた、〈存在しなくなる〉〈可能性〉の中にある「行為」である。

e) 以上の点においてもまた、DC・Lに現われる〈新たな立論〉は、本稿・前述の分析を、裏付けるものである。

23) a) さらに言えば、「将来における実行を表わす語」によって「約束」される「贈与」の「意志」が、〈存在しなくなる〉〈可能性〉をもつ理由は、根本にあっては、〈贈与者〉の「好意」とは、〈本性上〉、〈自発的〉・〈主観的心情〉であり、「贈与」の「意志」の〈根拠〉たる「好意」を抱く〈原因〉に〈変化〉が生ずれば、〈贈与者〉は、「好意」を〈変動〉させる〈可能性〉をも



つ、というところにあるのであった。

b) EoLが、〈贈与者〉が「好意」を抱く〈原因〉を示していないのにたいし、DC・Lは、〈原因〉として、〈贈与者〉から〈被贈与者〉にたいして与えられる「評価」(méritum<sup>32</sup>) [メリトゥム]を、挙げる。

c) ア) しかし、一般に、ある人間が他の人間にたいして「今現在」下す「評価」というものが、「将来」にわたって〈不動・不変〉であることは、まずありえないのであって、EoLの言うように、〈減少〉する〈可能性〉が大であり、〈増大〉する〈可能性〉は、むしろ、小である。

イ) この事情は、〈贈与者〉の・〈被贈与者〉にたいする「評価」にあっても、同じである。

d) そして、このように、「評価」が〈変化〉すれば、当然、〈贈与者〉は、〈変化〉した「評価」に〈応じて〉、「好意」を〈変動〉させる・大きな〈可能性〉をもつ。

e) 「好意」が「贈与」の「意志」の〈根拠〉である以上、「好意」が〈変動〉すれば、〈贈与者〉は、「贈与」が自らに〈満足感〉という・「よろこび」の「情念」・「よいもの」を齎しうるか否かについて、あらためて「秤量」を行わざるをえなくなるのは、言うまでもない。

f) そして、「評価」が〈変化〉する〈可能性〉が大であり、したがって、「好意」が〈変動〉する・大きな〈可能性〉がある、とは、〈贈与者〉の行う・

32) この語は、ギリシャ語の 'μείρεσθαι' ([メエイレストハイ]。受動形能動詞。現在・不定法形。「自分ニ当然値スルモノトシテ、自分ノ分前ヲ受ケ取ル」を、第一の語意とする)に由来する古典ラテン語 'merêre' ([メレーエレ])ないし受動形能動詞・'merêri' ([メレーリー]) (現在・不定法形。語意は、いずれも、「…ヲ得ル」、「…ニ値スル」、「…ニタイスル権利、請求権ヲ獲得スル」)のうち、前者の語形の動詞の supînum ([スッピーヌム]。-um, -uの語尾をもつ動名詞)たる 'meritum' であって、語意は、「利得」、「報イ」、「感謝ナイシ報償ニタイスル請求権ヲ、獲得スル行為一般トシテノ功績」、「負債」、「価値」、「重要性」、等である。

この「秤量」が、〈持続する〉ことを、意味する。

したがって、こう言われるのである。

「…理に合わないことである。それゆえ、かかる約束をする者 [贈与者] は、約束が行われる相手方 [被贈与者] にたいする評価が変化することがありうるのに応じて (*quemádmódum … mūtâre méritum pôtest* [クウエム アドモドゥム…ムウターアレ・メリトゥム・ポテスト]), 秤量をつづけるもの (*dēliberâre* [デーリーベラーアレ]), と理解されなくてはならないし、加えて、好意を変動させることがありうるもの (*mūtâre áffectum pôsse* [ムウターアレ・アッフェクトゥム・ポッセ]), と理解されなくてはならない<sup>33)</sup>。

g) もとより、以上は、「贈与」が「約束」され、すなわち、「贈与」の「意志」が、〈ひとたびは〉、「将来における実行を表わす語」によって「表明」された場合にも、という意である。

h) ところで、〈贈与者〉が「秤量をつづける」〈期間〉とは、言うまでもなく、「秤量」が「最終の成果」〈に達しない〉〈期間〉であり、すなわち、「贈与」の「意志」が〈確定されることのない〉〈期間〉、「意志」が〈存在しない〉〈期間〉である。(このことは、EoLにおいて知られたところである)。

i) ア) DC・Lは、上記のところから、——「秤量をつづけている」〈期間〉にある〈贈与者〉は、「贈与」の「意志」が〈存在しない〉ため、「意志」によって「贈与」の「行為」へ向かって「拘束」〈されることがなく〉、すなわち、〈自由〉である、——ということを帰結させ、

イ) したがって、また、「秤量をつづけている」〈期間〉にある〈贈与者〉は、「贈与」・〈譲与〉を〈行ないはしなかった〉、ということを帰結させる。すなわち、

「さらにまた、秤量をつづけている者は、その間は (*eâtenus*. [*eâtenus*. エアーテヌゥス]) 自由 (*liber* [リーイベル]). 〈拘束されていない〉) であり、

---

33) DC・LW, p. 102 ; DC・LO, p. 173

また、譲与〔贈与〕を行いはしなかった、と言われるのである」<sup>34)</sup>。

j) しかしながら、「秤量」は、「将来」の・なんらかの時点で、「最終の成果」、すなわち、

ア) 「贈与」を「実行」する「意志」にか、ないしは、イ) 「贈与」を〈中止〉する「意志」に、到達せざるをえない。

k) ア) してみれば、「将来における実行を表わす語」によって「表明」される・「贈与」の「意志」は、〈存在する〉〈可能性〉と、〈存在しなくなる〉〈可能性〉とを、有する「意志」であり、

イ) したがって、「将来」における・「贈与」の「行為」もまた、〈存在する〉〈可能性〉と、〈存在しない〉〈可能性〉との中にある「行為」である。

l) こうして、「約束」すなわち「将来における実行を表わす語」によって「表明」された・「贈与」の「意志」と「行為」とは、ひたすら〈可能性〉の領域の中にあるものである、としなければならない。

はたして、こう述べられる。

「それゆえ、人が無闇に約束し、しかし、譲与すること稀であるとするならば、その人は、軽々しさを非難されなくてはならないし、また、譲与者 (*dōnāns* [ドーナンス]) と呼ばれるべきではなく、譲与することがありうる者 (*Doson*<sup>35)</sup> [ドオーソーン]) と呼ばれるべきである」<sup>36)</sup>。

m) こうして、本稿・前述の分析は、DC・Lの・上掲の論述をも俟って、五度<sup>たび</sup>、裏付けられるのである。

本稿・次・II—Cでは、以上に見た・EoL, DC・Lの立論が、Lev・E, Lev・Lにあって、〈展開〉・〈変貌〉する経緯を、辿ることになる。

(以下、次号)

34) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.

35) DC・LWは、このように; '*Doson*' と記し、DC・LOは、'*δωσων*' (*sic*) と記している。(これらの語については、cf. 前出・脚注・15))。

36) DC・LW ; DC・LO, loc. cit.